

令和5年度
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構の評価基準を準用]

点検項目

- ・ 基準1～基準6
- ・ 本学独自基準A（正課外学習支援活動）

令和6(2024)年5月
京都外国語短期大学

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神は、「PAX MUNDI PER LINGUAS（言語を通して世界の平和を）」である。そして、建学の精神を具現化するための育成すべき人材という観点から具体的な教育理念を設定している。本学の教育理念は、「国際社会の平和に貢献し、次世代を担うことのできる『人間力』豊かなリーダーの養成」である。このうち、本学が求める「人間力」とは、「国際社会の一員としての責任を自覚し、教養豊かな魅力ある人間として力強く生きていくための総合的な力」のことである。

これら建学の精神及び教育理念を踏まえた本学の使命・目的は、「京都外国語短期大学学則」（以下、「学則」という。）第 1 条において、「文化の一起因ともいうべき英語を教授研究し、かつそれを根底とする専門職業に重きを置く大学教育と国際活動に必要な教養を施し、国家社会に有用なる人物を育成することを目的とする。」と定めている。

さらに、建学の精神、教育理念及び本学の使命・目的を実現するため、以下の 3 つの力を備えた人材を育成することを教育目標としている。

(1) 確かな日本語力と実践的な英語運用力

(2) 世界平和のための社会性と対人関係性の向上に資するコミュニケーション力

(3) 日本及び外国の社会と文化の理解に基づく多文化共生実現力

これら本学の使命・目的及び教育目標から導き出された学科の教育目的は、その教育課程の特性に合わせて「学則」第 3 条の 2 において、「キャリア英語科は英語の学修を通して、高度な語学力、地域や文化についての専門的知識及び国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養を身につけ、各自のキャリア形成を通して世界の平和に貢献する人材を育成することを目的とする。」としている。【資料 F-3】

このように、本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を起点として体系的に形成されており、内容も簡潔かつ明確に示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、特に建学の精神である「PAX MUNDI PER LINGUAS（言語を通して世界の平和を）」に凝縮されている。本学が京都外国語学校として創立されたのは昭和 22（1947）年 5 月であった。終戦後間もないこの時期に何よりも求められたものは世界の平和であり、その基盤としての国際的理解であった。創立者の森田一郎・倭文子は、この国際的理解を図るために外国語をマスターし、その文化・経済・社会に熟知した人材の育成は急務であると考え、昭和 25（1950）年 4 月に現在の短期大学を設置した。そして、夜間開講という特色を踏まえ、社会人にも門戸を開き、実践的な英語力と国際活動に必要な教養を生かした職業分野で活躍することで世界の平和に貢献する人材を育成することを使命としてきた。

つまり、「言語」、「世界の平和」、「国際的理解」が本学の個性・特色を象徴するものであり、その理想が建学の精神、教育理念、本学の使命・目的、教育目標、学科の教育目的へと明確に反映されている。

1-1-④ 変化への対応

教育振興基本計画や中央教育審議会の答申等を踏まえながら、本学は常に社会のニーズや変化に応えられる大学であるべく使命・目的及び教育目的を見直してきた。近年では、令和 6（2024）年度より教育目標及び「卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」（以下、総称して「三つのポリシー」という。）を見直し、新カリキュラムをスタートしている。

教育目標の主な変更点は、〔図表 1-1-1〕のとおりである。

〔図表 1-1-1〕 令和 6（2024）年度教育目標の改定の要旨

教育目標の変更点	変更理由
（旧）確かな日本語力と実践的な外国語運用力 （新）確かな日本語力と実践的な <u>英語</u> 運用力	英語力を着実に伸ばすカリキュラムへと移行するため（カリキュラム・ポリシーも改定）
（旧）社会性、対人関係性の向上に資するコミュニケーション力 （新） <u>世界平和のための社会性</u> と対人関係性の向上に資するコミュニケーション力	建学の精神、教育理念、本学の使命・目的と一貫するため
（旧）日本及び外国の文化の理解に基づく多文化共生実現力 （新）日本及び外国の <u>社会と文化</u> の理解に基づく多文化共生実現力	世界が抱える諸問題を理解するため、経済を含めた社会科学の教養を充実するため（カリキュラム・ポリシーも改定）

なお、使命・目的及び教育目的は事業計画書にも記載しており、毎年 3 月に開催する評議員会・理事会で次年度の事業計画について諮問・審議する際、使命・目的及び教育目的

についても確認している。【資料 1-1-1・2】 【資料 F-6】

＜エビデンス集（資料編）・基礎資料＞

【資料 1-1-1】 令和 5（2023）年度第 6 回理事会議事録（事業計画の審議）

【資料 1-1-2】 令和 5（2023）年度第 3 回評議員会議事録（事業計画の諮問）

【資料 F-3】 京都外国語短期大学学則（2024）

【資料 F-6】 事業計画書（2024）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学の個性・特色を令和 5（2025）年度から取り組んでいる大学のブランディング事業へ反映し、本学の使命・目的等を実現する加速装置としていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的を策定・改定する場合は、学則の変更が必要となる。学則の改廃は、「学則」第 62 条に「教授会及び理事会の議を経て行う。」と定めており、科長が出席する教学マネジメントに関する委員会にて原案を作成し、教授会及び理事会での審議を経ることで教職員、役員理解と支持を得ている。【資料 1-2-1・2】 【資料 F-3】

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、「ミッション・ステートメント」として、ホームページ、大学案内、学生便覧で周知しており、学生や受験希望者をはじめとして、広く社会に周知している。【資料 1-2-3】 【資料 F-2】 【資料 F-5】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

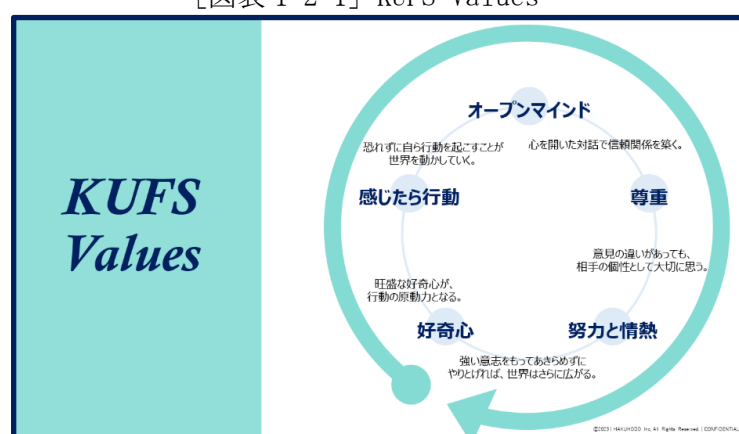
使命・目的及び教育目的の実現のため、本学園創立 100 周年（2047 年）に向けた基本構想として、令和 2（2020）年 3 月に学園の環境整備を最重要課題とする「学園 100 年プラン基本構想」を策定した。【資料 1-2-4】

この基本構想は、次の各方針及び中長期計画で構成されている。

- (1) 教育・研究基本方針に基づく「5ヵ年計画」【資料 1-2-5】
- (2) 財政・予算編成基本方針に基づく「中期財務計画」【資料 1-2-6】
- (3) 環境整備基本方針に基づく「マスタープラン」【資料 1-2-7】

5ヵ年計画は、令和6（2024）年度より第3期に入っている。第3期5ヵ年計画（2024-2028）を迎えるにあたり、令和5（2023）年度には建学の精神に立脚したブランドビジョン「『異なる』を愛せる世界をつくる」を策定した。そして、ブランドビジョンを教職員と学生がともに創造していけるよう、私たちのパーソナルティを「Voyagers」（どんな人にも心を開いて話せるコミュニケーション力を武器に海に囲まれた日本から異文化に飛び込む行動家）と表現し、5つの行動規範を策定した。

[図表 1-2-1] KUFVS Values



第3期5ヵ年計画は、ブランドビジョンに基づく Voyagers' Values を浸透するため、学内のインナーコミュニケーションを活性化し、様々な障壁を克服し、教職員が「自分事」として大学の将来を考える意識を高めることを目的としている。そこで、基本運営方針を「壁を突破し、新しいつながりを創出」として、4つの活動指針を策定した。

[図表 1-2-2] 第3期5ヵ年計画（2024-2028）4つの活動指針

I. ブランドビジョンの浸透と活動
京都外国語大学・短期大学ブランドの確立と学内への周知徹底の仕組み（インナーコミュニケーション）及び学内外への総合的な広報戦略に基づく実施体制の確立。
II. 京都とのつながりの再構築（京の輪と世界の和）
ステークホルダーとしての京都と敬意をもって向き合い、京都と世界をつなぐハブになることについての戦略的立案と運用方法の確立。
III. 京都外国語大学・短期大学『教育』モデルの構築
科学的思考に基づく「複言語・複文化主義」「多文化共生実現力」を確実に修得するための教育コンテンツ開発と運用体制の構築。
IV. 業務の効率化（DX化による組織設計と運用）
自分たちが取り組むべき必要な業務の洗い直しとそれを効率的に実行するための組織の再設計によるDX推進体制の確立。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的を実現するため、キャリア英語科では三つのポリシーを策定している。三つのポリシーは、ディプロマ・ポリシーを起点として、[図表 1-2-1~3] のとおり一貫している。【資料 1-2-3】

[図表1-2-3] 使命・目的とディプロマ・ポリシーの関係

本学の使命・目的 (学則第1条)	キャリア英語科の教育目的 (学則第3条の2)	ディプロマ・ポリシー
文化の一起因ともいえるべき英語を教授研究	英語の学修を通して、高度な語学力の修得	英語の学修を通して、高度な語学力の修得
英語を根底とする専門職業に重きを置く大学教育	・英語の学修を通して、地域や文化についての専門的知識の修得 ・各自のキャリア形成	・英語の学修を通して、地域や文化についての専門的知識の修得 ・各自のキャリア形成
国際活動に必要な教養	国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養	国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養
国家社会に有用なる人物	世界の平和に貢献する人材	世界の平和に貢献する人材
		上記の目的を実現するために必要な9つの能力

(注1) ディプロマ・ポリシーに掲げる9つの能力とは、以下のものである。

構想するために必要な力

- ①問題発見力・解決力 ②思考力・判断力 ③創造力・企画力

実践するために必要な力

- ④主体的に取り組む力 ⑤情報収集力・分析力 ⑥計画力・実行力

協働するために必要な力

- ⑦プレゼンテーション力 ⑧コミュニケーション力 ⑨多文化共生力

[図表 1-2-4] ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
英語の学修を通して、高度な語学力の修得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英語教育の必修科目において英語を体系的に学び、「聴く」「話す」「読む」「書く」の4技能を総合的に修得すべく科目を配置。 ・ 資格試験対策や4技能をさらに伸ばす応用科目を配置。 ・ 習熟度に応じて運用能力を育成。 ・ 定期的に外部試験を受験し、語学力の習熟度を測定。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 英語の学修を通して、地域や文化についての専門的知識の修得 ・ 各自のキャリア形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英語が用いられている地域及び自国の歴史、文化、社会、政治、経済を学んで専門知識を獲得する科目を配置。 ・ 複言語運用能力を育成し、多文化理解を深め、複文化的な視点を大切にした教育内容。 ・ 目的に応じた資格を身につけ、実社会に対応できるスキルの獲得を目的とした科目を配置。
国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球規模の課題に取り組むための幅広い教養を目的とした科目を配置。
世界の平和に貢献する人材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建学の精神を理解するための初年次教育「言語と平和」を配置。 ・ 世界が抱える諸問題について問題意識を持って取り組む能力を育成
世界の平和に貢献する人材を育成するために必要な9つの能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ リポート作成に必要な技能に加え、自分の考えを第三者の意見を取り入れながらまとめ、発表するプレゼンテーション力を育成するための総合教育「基礎ゼミナール」を配置。 ・ 問題解決のための解決案や企画を構想する力、主体的に取り組む計画的に実践する力、自らの考えを発信して他者と共同するための力、目標を達成する力を育成する教育内容。（「Graduation Project II」では身につけた内容を英語で発表し、意見交換を行う。）

〔図表1-2-5〕 ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーの関係

ディプロマ・ポリシー	アドミッション・ポリシー（求める学生像）
英語の学修を通して、高度な語学力の修得	<ul style="list-style-type: none"> ・英語の実践的な運用力の修得に意欲を持っている人。 ・英語を学ぶ上で必要な適性と基礎学力を有する人。
<ul style="list-style-type: none"> ・英語の学修を通して、地域や文化についての専門的知識の修得 ・各自のキャリア形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・学力を活かして4年制大学に編入学を望む人。 ・自国を含め諸外国の社会と文化に興味や関心を持っている人 ・多様な文化間のマネジメントに興味や関心を持っている人。
国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な英語コミュニケーション力を修得して、国際社会に貢献したいという意思のある人。
世界の平和に貢献する人材	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化する社会において、言語を通して世界の平和に貢献しようとする人。
世界の平和に貢献する人材を育成するために必要な9つの能力	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の教育の目的・理念・目標を理解している人。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的を実現するため、「学則」第3条によりキャリア英語科を設置している。その他、「学則」第53条、第53条の2及び第61条の2に基づき、以下の附属施設を設置している。【資料F-3】

附属図書館

図書及びその他の図書館資料を収集管理し、学生や教職員に提供することで、教育研究の一助とする。

国際言語平和研究所

外国語及び国際社会と地域文化に関する学術的研究・調査のマネジメントをするとともに、学生及び教職員の研究環境を整備・改善する。

ランゲージセンター

学生の外国語能力の向上を正課外で支援するとともに、本学が有する語学教育資源を広く学外に提供することにより、地域・社会へ貢献する。

また、第61条により、学生の修学支援、学生生活・課外活動支援、留学支援、キャリア支援等及び指導助言のための事務組織を設置している。

なお、これら附属施設及び事務組織は、併設する京都外国語大学と共有する施設・組織であるため、事務職員は短期大学又は大学の配属辞令に関わらず、短大生と学部生の区別なく窓口対応している。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 1-2-1】 教授会議事録（2024 年 3 月 5 日開催）（学則改正の審議）

【資料 1-2-2】 令和 5（2023）年度第〇回理事会議事録（学則改正の審議）

【資料 1-2-3】 ミッション・ステートメントとポリシー（建学の精神、教育理念、教育目標）
https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html

【資料 1-2-4】 学園 100 年（2020～2050）プラン基本構想

【資料 1-2-5】 第 3 期 5 ヶ年計画（2024-2028）

【資料 1-2-6】 中期財務計画（2021-1025）（2023 修正版）

【資料 1-2-7】 中長期施設整備計画「マスタープラン」

【資料 F-2】 京都外国語短期大学 Campus Guide（2025）

【資料 F-3】 京都外国語短期大学学則（2024）

【資料 F-5】 学生便覧（2024）

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 第 3 期 5 ヶ年計画（2024-2028）を着実に遂行する。
- ・ 令和 6（2024）年度より教育目標及び三つのポリシーを改定し、新カリキュラムが運用されるため、カリキュラムの効果検証を行う。

【基準 1 の自己評価】

使命・目的及び教育目的は、建学の精神、教育理念、本学の使命・目的、教育目標、学科の教育目的と体系立てて示すことで、簡潔かつ分かりやすく提示されている。また、その具体的な内容は学則に明示されている。建学の精神、教育理念、三つのポリシーは、ホームページや大学ポートレート、大学案内、学生便覧等を通じて、学生や志願者をはじめ学内外に広く周知されている。本学の事業に関する中長期的計画は、「学園 100 年プラン基本構想」「5 ヶ年計画」を策定し、ブランドビジョン実現に向けて教職員が一丸となって推進している。

上記の理由により、本学は基準 1 「使命・目的等」を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

使命・目的及び学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーは、ホームページ、大学ポートレート、学生募集要項（入学試験概要 Information）、大学案内で周知しており、オープンキャンパスや進学相談会、高校教員向け進学説明会等で受験希望者、高校教員、保護者等に説明している。【資料 2-1-1・2】【資料 F-4】【資料 F-2】

アドミッション・ポリシーの学生の認知状況は、令和 5（2023）年度新入生アンケートでは 80.1%の入学者が入学時に期待する能力、意欲、態度（どのような学生に入学してもらいたい）を「知っている」と肯定回答（非常にあてはまる、ややあてはまる）している。【資料 2-1-3】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿って多様な人材を確保するための入学者選抜として、「総合型選抜（語学検定型・自己推薦型）」、「学校推薦型選抜（指定校推薦・併設校推薦・公募制推薦）」、「一般選抜（一般）」、「特別選抜（社会人）」の入試制度を設けており、入試区分ごとに出願資格や選抜方法を定め、学生募集要項（入学試験概要 Information）に明記している。【資料 F-4】

ア 入学者選抜の実施方法

アドミッション・ポリシーを踏まえた入試制度を設計している。各入試制度では、アドミッション・ポリシーを満たす人材かを評価するために適切な試験科目（小論文、面接、学力検査）を課している。また、各入試制度では「学力の 3 要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・多様性・協同性）」を設定しており、入試制度ごとに選抜方法との関係を学生募集要項（入試制度別募集要項）において周知している。【資料 2-1-4・5】【資料 F-4】

アドミッション・ポリシーでは、英語の運用能力を求めている。これに伴い、公募制推薦入試と一般入試ともに実施している「英語」の試験においては、本学独自で英語の問題を作成している。英語を読んで英語を理解する能力（思考力・判断力）を測定する設問やコミュニケーションのための文法能力を測る設問（知識・技能）を出題するなどして、その能力を測っている。また、語学検定試験の受験を推奨しており、語学検定試験結果を出願基準や選考に使用している入試制度を設けている。

その他、本学の求める多様な学生を募集するため、各入試制度において様々な入学試験を実施している。特徴的な入試では、自己アピールできる実績を評価する入試や23歳以上を対象とする社会人入試などの入学試験を実施している。

イ 入学者選抜の実施体制

入学者選抜の実施にあたっては、入学者選抜委員会（執行部会議を以って充てる）を設置して、「京都外国語短期大学入学者選抜規程」に基づき、本学の教育にふさわしい能力や適性等を備えた者を適切な方法により、公正かつ厳正に実施・運営している。試験当日の実施体制は、入学試験実施本部を設置し、学長・副学長・大学事務局長・入試広報部長が指揮を担い、試験実施の責任体制を明確にした上で、入試制度ごとに作成した入試実施要項に基づき、円滑に試験を実施している。【資料 2-1-6】

ウ 入試問題の作成

外国語（英語）の問題については、併設する京都外国語大学と合同で入試問題作成委員会を設置し、アドミッション・ポリシーを踏まえて本学独自の問題を作成している。また、複数の委員によりミスのない入試問題の作成に努めている。入試問題の検証にあたっては、各入試制度が終了した時点で各設問の正答率や平均点等を分析し、次年度の適切な入試実施と問題作成に努めている。

エ 入学者選抜の検証

入学者選抜の妥当性については、入試広報部が総合企画部企画課 IR 推進担当（以下、「IR 推進担当という。」）と連携して、入試制度別に入学者の学力や成績、退学等の分析・検証を行っている。【資料 2-1-7】

志願者数や入学者数等の入試実績については、委託業者による分析結果等を踏まえて検証している。【資料 2-1-8】

入試広報部では、これらの分析・検証結果を踏まえて入学試験制度の改廃や統合、選抜方法の改善（変更案）を検討している。

変更案は、教学マネジメントに関する委員会及び執行部会議で審議を行い、学長が決定した後、教授会へ報告している。【資料 2-1-9】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度のキャリア英語科の入学定員充足率及び収容定員充足率は、[図表 2-1-1] のとおりである。令和3（2021）年度以降、新型コロナウイルスの影響から全国的に外国語・国際系への志願者が減少しており、本学でもその影響は大きく、適切な入学者の確保に課題がある。

〔図表 2-1-1〕 入学定員充足率及び収容定員充足率の過去 5 年間推移

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
キャリア 英語科	入学定員	140	140	140	140	70
	入学者数	153	88	59	52	33
	入学定員充足率	109.3%	62.9%	42.1%	37.1%	47.1
	収容定員	280	280	280	280	210
	在籍学生数	307	248	166	122	93
	収容定員充足率	109.6%	88.6%	59.3%	43.6%	44.3%

(注) 在籍学生数は 5 月 1 日時点。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-1-1】 ホームページ「アドミッション・ポリシー」

https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html#_03

【資料 2-1-2】 大学ポータル

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000503201000.html>

【資料 2-1-3】 新入生アンケート（2023）, P9

【資料 2-1-4】 アドミッション・ポリシーと入試制度の対応関係（2024）

【資料 2-1-5】 入試制度と学力の 3 要素との対応表（2024）

【資料 2-1-6】 京都外国語短期大学入学者選抜規程

【資料 2-1-7】 入学者選抜の妥当性調査（GTEC、GPA、除籍・退学）

【資料 2-1-8】 入試結果分析（2023）

【資料 2-1-9】 執行部会議議事録（2024 年 3 月 14 日開催）（入試制度変更案の審議）

【資料 F-2】 京都外国語短期大学 Campus Guide（2025）

【資料 F-4】 入学試験概要 Information（2025）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 6（2024）年度からは入学定員を 70 名へ変更した他、現在、入試制度の見直しや指定校との関係強化、ブランディング事業の推進など募集広報活動を強化している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

「学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程」において、教員組織と事務組織相互の適切な役割分担を定めている。【資料 2-2-1】

また、「京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針」において、学修支援に関する方針及び具体的な内容を次のとおり明示している。【資料 2-2-2】

[図表 2-2-1] 教学マネジメントの基本方針（学修支援に関する方針）

学生が日々学業に専念できるよう、学修の相談に応じるとともに、修学の意志がありながら継続する事が困難な学生への支援を行います。具体的には、アドバイザー制度やオフィスアワー制度を活用した個別面談の実施、教育支援部による履修相談の実施、外国語自律学習支援室NINJAによる学習支援の実施、各種奨学金制度の整備、留年者及び休・退学者の状況把握と分析、学生がグローバルな社会に適応できるよう国際交流や留学制度の充実等の支援を行います。

さらに、教職協働での学修支援を実施するため、教学マネジメントに関する委員会、ランゲージセンター運営委員会、図書館運営委員会を設置している。各委員会は、学科から選出された教員と関係する部署の事務職員で構成し、学修支援に係る計画及び業務を推進している。【資料 2-2-3】

教学マネジメントに関する委員会

教育課程、学生の厚生補導及び課外活動、海外交流、キャリア関係、入試広報といった教育課程全般の PDCA サイクルを推進する役割を担っている。学部と合同で教学全般に係る学修支援について一元的に検討する体制となっている。

ランゲージセンター運営委員会

ランゲージセンターに係る業務を円滑に運営する役割を担っている。本センターは、正課外での外国語学習支援を行う施設として、英語や日本語を専門とする専任教員が学習相談やセミナー等を行っている。また、外国語によるコミュニケーション能力を身につける方法や技術、楽しさを学び、自律学習者を支援する「NINJA」(Navigating an Independent Non-Stop Journey to Autonomy) を教職員と学生スタッフで運営している。

図書館運営委員会

教育研究に資する図書及びその他の資料の収集・管理並びに図書館運営方針等について協議している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

ア TA 制度

一定の条件（講義では受講生が 100 名を超える授業、演習では受講生が 30 名を超える授業、又はマルチメディア教育機材を使用する授業）を満たした科目において、授業担当専任教員の指導監督のもと、博士前期・後期課程の大学院生を TA として講義や演習等の教育補助業務を行うことができる制度を規程により整備している。【資料 2-2-4】

ただし、近年は申請がなく TA の活用実績はない。

イ オフィスアワー制度・アカデミック・アドバイザー制度

学生が教員から指導を受けたい場合には、気軽に研究室を訪ねて相談できるよう専任教員はオフィスアワーを設定しており、それぞれの研究室で指導を受けることができる。オフィスアワーの時間帯は、ポータルシステム「UNIPA」の「教員スケジュール」から確認できるようになっている。専任教員は、週に1～2コマのオフィスアワーの時間を設けている。また、修学上の疑問や学生生活の中で生じる様々な問題についても気軽に相談できるようアカデミック・アドバイザー制度を設けている。アカデミック・アドバイザーは、原則として選択必修科目を担当する専任教員を配置している。

オフィスアワーやアカデミック・アドバイザーの制度は、学生便覧や履修登録の手引きで学生に周知している。【資料 F-5】【資料 F-12】

ウ 語学検定試験受験の推奨

実用的な英語コミュニケーション能力を把握し、明確な努力目標を設定して授業や将来の目標に取り組めるよう、GTEC Academic (4 技能) を入学時及び入学後の毎年度1月に全員が受験することを義務付けている。また、毎年度7月及び1月に実施する TOEIC L&R (IP) も全員受験としている。これらの団体受験は、学生は無料で受験することができる。また、学生が自主的に各種語学検定試験を受験する場合は、年2回まで後援会が受験料を助成している。

試験結果は、客観的な数値として授業内容の検討や選択必修科目のクラス分けに活用している。

エ 障がいのある学生への学修に関わる合理的配慮

障がいや疾病等の理由があり学修する上でなんらかの配慮が必要な学生の相談・支援の拠点として、学生支援部健康支援課内に、臨床心理士及び公認心理師資格を有するスタッフのいる障がい学生支援室を設置している。学修に関わる具体的な合理的配慮として、以下のような支援を授業担当教員と連携して行っている。【資料 2-2-5・6】

- ・ 授業資料の点訳・拡大・テキストデータ作成
- ・ 補聴援助システム（マイク・受信機）等の支援機器の貸出
- ・ テスト環境の配慮
- ・ 座席、使用教室の配慮
- ・ グループワーク方法の工夫
- ・ 通院等による欠席時の配慮
- ・ 重要事項の視覚化
- ・ 教室移動の補助

オ 中途退学、休学及び留年などへの対応

アカデミック・アドバイザーやオフィスアワー、授業の中での教員と学生とのコミュニケーションによって、退学や休学、留年に至る前にできるだけ学生の学修に関する悩みや

相談を受けて、前向きに進めるよう助言・支援している。また、各学期において、教育支援部が多欠席調査を行い、欠席が多い学生対してはアカデミック・アドバイザーが修学指導を行っている。【資料 2-2-7】

また、学生相談室や障がい学生支援室においても、多欠席状態の学生や保護者から相談があった場合は、本人の状態や状況を確認し、希望があればアカデミック・アドバイザーや所属学科との情報共有を行い、支援している。しかし、最終的に退学や休学について学生が願出を学生支援部へ提出する際には、必ずアカデミック・アドバイザーに相談・報告をするよう義務付けており、退学や休学の理由を本人同意の上で詳しく聞き、その理由に応じて今後どのようにすることが望ましいかのアドバイスも含めて面談している。(退学願には、アカデミック・アドバイザーへの連絡等を行った日時を記載するようになっている。)【資料 2-2-8】

また、留年した学生にもアカデミック・アドバイザーが修学指導を行っている。

修学指導の内容は、「UNIPA」の担任所見欄に登録されており、学生の過去の面談記録も含めて、他の教員や事務部署(職員)と情報共有している。

退学等の学籍異動については、教授会で毎学期の最初と最後に報告しているが、「UNIPA」上でも専任教職員は閲覧できるようになっており、面談や相談に活かしている。さらに、毎年度、除籍・退学者数を学科別・理由別・入試制度別に IR 推進担当が集計しており、その結果を執行部会議及び教授会へ報告している。【資料 2-2-9～11】

なお、個々の学生の除籍・退学の手続きについては、平成 27(2015)4月1日施行の学校教育法の一部改正に伴い、従来の教授会での審議を廃止し、学生がアカデミック・アドバイザーへ報告・相談した後、願出を学生部へ提出し、稟議決裁にて最終的に学長が決裁している。

カ ICT を使った学修支援の充実

令和 3(2021)年度までは、学籍管理、成績管理、出席管理などがそれぞれ別のシステムで稼働していたが、令和 4(2022)年度から「UNIPA」を導入したことにより、これらがすべて統合して管理できるようになり、学修支援の向上につながっている。特に、学生は時間や場所にとらわれることなく、スマートフォンから時間割表や授業の情報、出欠率などを簡単に確認することができ、授業等での質問についても学生と教員、学生同士が気軽にコミュニケーションを取ることができる。また、学修ポートフォリオを構築しており、学生の日々の生活を学修中心として組み立てることを可能としている。さらに、クラスプロファイル機能を使うことで、学生は授業担当教員が作成した授業資料や課題をダウンロードして授業時間外の予習や復習に利用したり、小テストを受けたりすることができる。

また、コロナ禍を契機として、遠隔授業の基本ツールとしてビデオ会議システム「Microsoft Teams」を導入し、授業科目ごとのチームのチャット機能を用いて、学生からの質問等に教員が対応できるようにもしている。この時の遠隔授業等、ICT 活用授業のメリットの認識から、現在も対面授業においても「Microsoft Teams」の機能を併用していることや、一部授業では非同期型遠隔による個別の添削中心の授業などを展開している。

キ 留学志向の醸成

海外留学に関する学生目線でのリアルな情報を提供するため、渡航中の留学生が毎月現地での授業や生活状況をレポートし、全学生が「UNIPA」で閲覧できる仕組みを構築している。【資料 2-2-12】

また、各種海外プログラムの説明会やイベントにおいて留学経験者が発表する時間を設け、生の留学体験等を聞くことができる機会を設けている。令和 4（2022）年度には初の試みとして、留学予定の学生とその留学予定先の言語圏から来日している外国人留学生を集めた交流会を開催した。外国人留学生と交流することで、自らの外国語運用能力を試し、各国の文化や慣習について直接聞いて学ぶ機会となっている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-2-1】学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程

【資料 2-2-2】京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針

【資料 2-2-3】各種委員会等委員一覧（2024）

【資料 2-2-4】京都外国語大学大学院ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-5】ホームページ「障がい学生支援室」

<https://www.kufs.ac.jp/universitylife/supportroom.html>

【資料 2-2-6】障がい学生支援実績一覧（2022）

【資料 2-2-7】多欠席調査結果（2023）

【資料 2-2-8】退学願（フォーマット）

【資料 2-2-9】退学・除籍報告書（2022）

【資料 2-2-10】教授会議事録（2023 年 11 月 30 日開催）（退学除籍報告）

【資料 2-2-11】退学・除籍者数一覧（過去 5 年間）

【資料 2-2-12】ホームページ「留学報告書」

<https://www.kufs.ac.jp/interchange/report.html>

【資料 F-5】学生便覧（2024）

【資料 F-12】履修登録の手引き（2023）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 5（2023）年度の多欠席調査では、春学期の特に 2 年次の多欠席者の割合が増加していた。今後、さらに教職一体となって学修意欲を持続できる学修支援の環境を検討していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 支援体制

「学則」第61条に基づきキャリア支援部を設置している。キャリア支援部の業務は「組織及び事務分掌規程」に定められており、キャリア教育プログラムを含むキャリア支援、就職支援、求人開拓、編入学支援などを行っている。【資料2-3-1】

キャリア支援部の職員には国家資格であるキャリアコンサルタントの資格を有する者がおり、理論と多様な経験に基づくカウンセリングを行い、学生一人ひとりに寄り添った相談対応やアドバイスを行っている。また、障がいのある学生に対しては、本人の志望と特性に応じた支援を行うため、障がい学生支援室や京都ジョブパーク等の学外支援団体等と連携し、ガイダンス開催や相談対応を行っている。その他の外部機関との連携は、以下のとおりである。

ガイダンス運営	株式会社イフ、パーソルダイバース株式会社
就職先紹介・相談	京都新卒応援ハローワーク、京都市わかもの就職支援センター
就労移行支援	エンカレッジ（NPO法人）、株式会社Kaizen、株式会社LITALICO
職業評価	障がい者職業センター
診断や手帳のない学生の卒業後の相談先	地域若者サポートステーション

さらに、2年間の学生生活において、正課内外で総合的・継続的に学生のキャリア意識や社会的・職業的スキルを形成していくため、キャリア支援部のみならず、科長や学科教員及び関連する部署もそれぞれの役割に応じてキャリア形成に資する教育活動を展開している。例えば、次のような取り組みを学科とキャリア支援部が連携して行っている。

- ・卒業要件単位となる専門科目（選択必修）「Graduation Project II」へキャリア支援部の職員が訪問して、キャリア支援部からのお知らせや進路調査等を行っている。
- ・「企業と教員との情報交換会」を併設する京都外国語大学と合同で毎年開催し、採用動向等の最新情報を教員が収集・理解している。（令和5（2023）年度実績：教員〇名、企業17社が参加）
- ・教員向けに就職活動説明動画を制作して提供している。
- ・就職支援サイト「KUFS Web Career」による学生の進路情報や求人情報等の共有を行っている。

イ キャリア教育プログラム

正課では、国内プログラム（インターンシップ）、海外プログラム（インターンシップ）、大学コンソーシアム京都の産学連携教育プログラム、エアラインスタディプログラムを単位認定科目として配置している。（海外プログラムの一部は単位認定なし）

これらは、単なる就業体験ではなく、本学の教育の基幹である「英語教育」や「豊かな教養教育」を世界や地域の経済社会で実践し、長期的なビジョンをもってキャリア形成を図ることを目的としている。【資料2-3-2】【資料F-5】

近年は、コロナの影響もあり受講生の数が減少している。

なお、正課のインターンシップに関わる企業等との提携は、令和6（2024）年度は次の5社と行っている。

国内インターンシップ	JAL ナビア、SMBC 日興証券
海外インターンシップ	Lighthouse Career Encourage USA、JTB
エアラインスタディプログラム	近畿日本ツーリスト

ウ 就職支援

学年進行に応じたキャリア形成、進路・就職決定に向けた準備促進を目的として、各学年で進路・就職オリエンテーションを実施している。また、業界研究会、学内合同企業説明会、求人紹介フェア、メイク&身だしなみセミナー、就活写真撮影会等の実践的な支援も行っている。

多様化する企業における選考方法への対策としては、筆記試験、履歴書・エントリーシート、面接、グループディスカッション等の就職支援対策講座を実施している。これらの講座は、学生は無料で受講できる。また、専門的なキャリア形成への対策として、公務員試験対策講座や各種資格取得対策講座も実施している。（有料）

講座運営にあたっては、キャリア支援部の資料室に専用窓口として、「資格サポートカウンター」を設け、開講案内や申込管理だけでなく、学生からの相談を受け付けてアドバイスを行っている。

就職支援に関する情報は、「UNIPA」を使って学生に周知しており、学生はスマートフォンで確認することができる。【資料 2-3-3】

エ 就職・進学実績

直近3年間の就職・進学実績は、[図表 2-3-1] のとおりである。令和5（2023）年度は、就職率 100.0%を達成し、卒業時アンケートによる「就職・進路支援の満足度」は 88.0%の学生が肯定回答（とても満足、まあ満足）している。

これらの結果から、近年の人手不足による“売り手市場”の影響もあるが、学生に寄り添ったきめ細かな就職支援が着実に成果を上げていると考える。

[図表 2-3-1] 就職・進学実績一覧（2021～2023）

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
卒業生数	133	81	50
就職希望者数(A)	38	22	14
就職決定者数(B)	27	17	14
就職未決定者数	11	5	0
進学者数	57	34	13
その他	38	25	23
就職率(A)÷(B)	71.1	77.3%	100.0%

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-3-1】就職ガイダンスブック（2024）

【資料 2-3-2】キャリア教育プログラム参加実績（2021～2023）

【資料 2-3-3】キャリアセンター行事一覧（2023）

【資料 F-5】学生便覧（2024）

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・コロナによる中断の影響もあり、インターンシップへの参加者が少ない。ただし、インターンシップは昨今では企業と学生が直接やりとりする形態が主流となっているため、本学独自のインターンシップとなるよう、プログラム内容の精査・充実を行う。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活の安定のための支援組織として、学生支援部を設置している。また、令和 5（2023）年度からは、学生の厚生補導、課外活動、海外交流、キャリア関係といった学生支援や学生サービス全般に関わる事項について、部署を横断して教職協働で協議できるよう、併設する京都外国語大学の学部と合同で「教学マネジメントに関する委員会」を設置している。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等、多様な学生の支援や相談の窓口を一元化して全学的なサポートができるよう、学生支援部の中に健康支援課（保健室、学生相談室、障がい学生支援室）を設置している。心と体の問題は相互に関係することも多いため、各課室及び他部署とも連携を密にしながら支援に務めている。例えば、学生支援連絡会議（構成員は、健康支援課、学生生活課、教育支援部、総務部、キャリア支援部、入試広報部、国際部、図書館、ランゲージセンターの役職者等）を月 1 回程度、定期的開催し、支援を円滑に行えるよう関係部署間で必要な情報共有を行っている。【資料 2-4-1】

学生相談室や障がい学生支援室では、コロナ禍以降にオンラインでの相談等を導入し、現在も定着している。これらの学生支援に関する情報はホームページ、学生便覧、リーフレットで学生に周知している。【資料 2-4-2～4】【資料 F-5】

令和 5（2023）年 3 月には、「多様な性のあり方に関するガイドライン」を制定し、建学の精神に則り、性のあり方にかかわらず誰もが安心して学ぶことができる環境整備に取り組んでいる。【資料 2-4-5】

健康支援課の利用件数は [図表 2-4-1] のとおりである。

[図表 2-4-1] 京都外国語短期大学 健康支援課利用件数（過去5年間）

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保健室	利用件数	42	18	82	61	43
	利用延べ件数	61	29	179	208	114
学生相談室	利用件数	9	14	15	15	7
	利用延べ件数	111	141	171	75	24
障がい学生 支援室	利用件数	8	6	8	9	7
	利用延べ件数	87	136	201	89	59

※2023年度は、2024年1月31日現在の集計結果。

ア 健康相談（保健室）

保健室が学生の健康についての相談に応じるとともに医療や医療機関についての情報提供を行っている。新型コロナウイルス感染症の対応では、学内における感染予防対策、感染状況の把握など、学生のニーズに合わせた個別対応を行った。特に、陽性となった一人暮らしの学生への対応として、毎日の電話連絡や希望に応じて食料品の送付など、心的・経済的両面からの支援を行った。

イ 心理相談（学生相談室）

学生相談室が学生からの多様な心の相談に応じている。カウンセラーは、専任・非常勤全員が臨床心理士及び公認心理師資格を有している。学校医（精神科医）は、心身の不調や医療機関受診についての相談を行っている。積極的な支援としては、学生定期健康診断の「健康調査票」を介した支援を行っており、生活、将来、人間関係などについて不安なことを回答した学生のうち相談歴のない学生については、保健室や障がい学生支援室と連携して電話やメールで連絡を取り、支援している。また、学生相談室を身近に感じてもらい相談しやすくなるよう、学生相談室のスタッフが講師となり、心身のセルフケアに関する研修会を開催している。【資料 2-4-6】

ウ 障がい学生支援（障がい学生支援室）

障がい等の理由により合理的配慮が必要な学生の相談・支援については、障がい学生支援室が対応している。専任コーディネーターは、臨床心理士及び公認心理師資格を有しており、非常勤コーディネーターは特別支援学校教諭免許を有している。

本学では、障がい等の有無に関わらず、学生がともに学び、共生社会を担う一員として成長していくことを障がい学生支援の基本方針の一つとしており、リーフレット等を配布して相談しやすい環境づくりや障がいへの理解を深めるよう努めている。

平成 28（2016）年の「障害者差別解消法」の施行に伴い、本学でも同年「障がい学生支援に関する指針」を制定した。本指針は、令和 5（2023）年度に「障がい学生支援に関するガイドライン」へと改訂している。【資料 2-4-7】

令和 2（2020）年度より、学生同士のピアサポートとして、学生サポーター養成講座を実施している。令和 4（2022）年度からは学生サポーターの活動を本格的に開始し、教職

員のみならず学生も含めた支援のネットワークの強化、拡大に努めている。【資料 2-4-8】

入学試験においても、受験生より希望があれば障がいの状況を確認し、必要な合理的配慮を行っている。また、入学後の合理的配慮等についても入学前からの相談に応じ、本人が学びやすい環境の整備に努めている。

エ 生活相談（学生生活課）

学生生活課が学生生活全般について相談に応じている。株式会社学生情報センター、株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワークと業務提携を結び、学生がトラブルに巻き込まれないよう、安全・安心な下宿紹介やアルバイト紹介を行っている。【資料 2-4-9】

オ ハラスメント相談

ハラスメントについては、人権教育啓発室が対応している。人権教育啓発室には、養成研修を受講した専任教職員がハラスメント相談員として配置され、学生だけではなく教職員を含めたハラスメント相談に対応する体制をとっている。また、ホームページ、学生便覧、リーフレット等を通じてハラスメント防止を啓蒙すると共に相談しやすい環境づくりに努めている。【資料 2-4-10・11】【資料 F-5】

ハラスメントに関する相談件数は〔図表 2-4-2〕のとおりである。

〔図表 2-4-2〕 京都外国語短期大学ハラスメントに関する相談件数（過去 5 年間）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
学生	1	0	0	0	1
教職員	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	1

カ 課外活動への支援

学生会（英志会）やクラブ・サークルの課外活動支援については、学生生活課が対応している。クラブ・サークルについては、併設する京都外国語大学の公認団体にも所属することができる。公認団体には、顧問として教職員を配置している。専門的な技術指導や安全対策が必要な団体には、学外の指導者を配置している。【資料 2-4-12】

課外活動の活性化を図るため、「課外活動援助金交付取扱要領」に基づき、活動に伴う連盟登録費や交通費、その他大学が認める経費を援助し、経済的にも支援している。【資料 2-4-13】

顕著な活動実績を残した学生個人又は団体については、「京都外国語短期大学学生表彰規程」に基づき表彰する制度を設けている。【資料 2-4-14】

また、学生の自主企画活動（地域貢献・国際貢献など）を支援する、学生による学生支援のためのプロジェクト「ピカ☆イチ Project」を推進している。当プロジェクトは、学生が学生の企画を選考し、採択された場合には上限 20 万円の奨励金を支給している。【資料 2-4-15】

事故等への対応として、学生全員が大学負担で公益財団法人日本国際教育支援協会の学

生教育研究災害傷害保険に加入しており、クラブ・サークルの各団体に所属する学生にはスポーツ安全保険にも加入することを義務付けている。【資料 F-5】

キ 奨学金など経済的な支援

本学独自の奨学金としては、家計困窮者、成績優秀者、派遣留学者等に給費として支給するものや学費減免を行うものなどを複数設けており、多様な学生に対して経済的な支援が行える体制を整備している。また、入学試験の成績優秀者等を対象とした入学金免除制度を導入しており、経済的な支援として役立っている。これらは、ホームページ、大学案内、学生募集要項（入学試験概要 Information）等で学生及び受験生へ周知している。【資料 2-4-16・17】【資料 F-2】【資料 F-4】

奨学金の選考については、「京都外国語短期大学奨学生選考に関する内規」に基づき、教学マネジメントに関する委員会及び執行部会議で審議を行い、学長が決定している。【資料 2-4-18】

その他、日本学生支援機構奨学金（高等教育の修学支援制度を含む）の事務処理を的確に行い、学生への経済的支援について、学生それぞれが必要とする奨学金を窓口やホームページで紹介・説明し、サポートしている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-4-1】 学生支援連絡会議議事録（2022）

【資料 2-4-2】 ホームページ「学生生活に関する相談」

（日本語）

https://www.kufs.ac.jp/universitylife/student_care_support.html

（英語）

https://www.kufs.ac.jp/en/about/student_support.html

【資料 2-4-3】 学生支援のご案内（健康支援課リーフレット）

【資料 2-4-4】 健康支援課年報

<https://sites.google.com/kufs.ac.jp/healthsupport-annualreports/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>

【資料 2-4-5】 多様な性のあり方に関するガイドライン

【資料 2-4-6】 WEB 健康調査票（2023）

【資料 2-4-7】 障がい学生支援に関するガイドライン

【資料 2-4-8】 学生サポーター活動報告書（2023）

【資料 2-4-9】 ホームページ「下宿・アルバイト」

https://www.kufs.ac.jp/universitylife/apartment_jobs.html

【資料 2-4-10】 ホームページ「人権教育啓発室」

<https://www.kufs.ac.jp/universitylife/humanrights.html>

【資料 2-4-11】 ストップハラスメント リーフレット（2024）

【資料 2-4-12】 クラブ顧問及び指導者一覧（2024）

【資料 2-4-13】 課外活動援助金交付取扱要領

【資料 2-4-14】 京都外国語短期大学学生表彰規程

【資料 2-4-15】 ホームページ「ピカ☆イチ Project」

<https://www.kufs.ac.jp/about/projects/pikaichi.html>

【資料 2-4-16】 ホームページ「奨学金制度」

<https://www.kufs.ac.jp/universitylife/scholarship.html>

【資料 2-4-17】 経済的支援奨学金の申請・採用一覧（過去 3 年間）

【資料 2-4-18】 京都外国語短期大学奨学生選考に関する内規

【資料 F-2】 京都外国語短期大学 Campus Guide（2025）

【資料 F-4】 入学試験概要 Information（2025）

【資料 F-5】 学生便覧（2024）

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 6（2024）年度より、修学支援新制度（高等教育無償化）の事務処理をアウトソーシングする。業務の効率化により得られた資源は、学生支援・指導を充実させていくことで学生の満足度を上げ、小規模大学ならではのアットホームな大学（本学の強み）を強固なものとする。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

キャンパスは、4 号館建設時に周辺環境の整備を含めてデザインを設計し、自然環境面での快適さと景観を重視し、学生がくつろげるような学修環境を整えている。【資料 2-5-1】

施設は、常に適切で良好な状態を維持・管理するため、安心・安全をモットーに法令で定められた各施設・設備の点検のほか、「京都外国語短期大学施設管理規程」及び「京都外国語短期大学メンテナンス等に関する指針」に従い、専門業者に委託して日頃から点検を行うなど、計画的に実施している。【資料 2-5-2・3】

また、学校保健安全法第 6 条第 1 項の規定に基づき年 2 回の環境測定を行い、適切な教育環境を維持することに努めている。

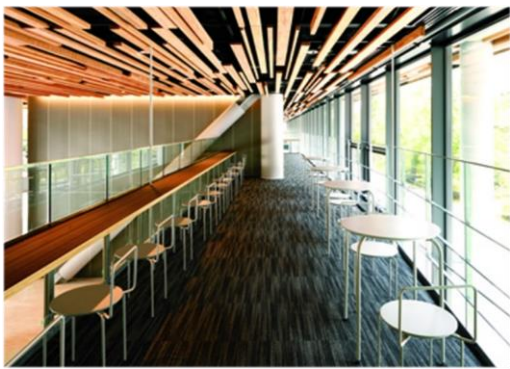
キャンパス内には、安全面から防犯カメラ及び AED（自動体外式除細動器）を 7 台設置しており、正門及び第 2 分館（10 号館、武道体育館）には警備員を配置している。【資料 2-5-4】

運動施設、課外活動施設は 21 時 30 分まで利用が可能である。第 1 分館（体育館）及び

第2分館は、キャンパスから徒歩5分程の場所に位置しており、授業においても教員や学生が移動しやすいよう設計している。また、各施設には部室や練習場、更衣室、シャワー室等を完備している。冷暖房設備が必要なクラブ練習場の設置計画も段階的に進めており、熱中症対策等にも取り組んでいる。

食堂は、12号館1階のリブレ（801席）、1号館地下のコンパニーヨ（124席）、9号館1階のカフェタロー（50席）を設けており、その他にも屋外に机や椅子を多数設置しています。

休息ができる環境として、食堂のほか、1号館・4号館にはテーブルやソファを、「静かの庭」「語らいの庭」にはベンチなどを配置し、休息や憩いの場、学生、教職員間のコミュニケーションの場となっている。



4号館メザニンフロア



静かの庭（中庭）

今後は、令和4（2022）年度に執行部会議及び理事会の承認を得て策定した学園の中長期施設整備計画「マスタープラン」に基づき、段階的に短期大学の施設・設備を整備していく。耐震についても、耐震診断の結果を踏まえながら「マスタープラン」に基づき計画的に整備していく。【資料2-5-5】

このように、本学は法令に基づき校地、校舎等の学修環境を整備し、適切に運営・管理している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

ア 快適な学修環境の整備

4号館に外国語自律学習支援室 NINJA やラーニングエリアを設けている。これらは3つのエリア（NINJAセッションエリア、NINJAグループワークエリア、ラーニングエリア）で構成されている。【資料2-5-6】

NINJA セッションエリアは、日本人・外国人教員のラーニングアドバイザーによるアドバイジングセッション、スピーキング・ライティングセッション、日本語アカデミックヘルプデスクのサービスを行っている。また、学生ピアチューターによるセッションや併設する京都外国語大学の学部等の留学生と交流できる「Have a Chat」などでも利用している。NINJA グループワークエリアは、学生が自由に動かせる什器を配置しており、グループでの課題学習やプレゼンテーション練習などで利用している。ラーニングエリアは、個

人又は複数人で自由に学習することができるスペースとなっている。



NINJA セッションエリア



NINJA グループワークエリア



ラーニングエリア

イ 図書館等の有効活用

図書館は、本館と分館（アジア関係図書館）並びに多読資料を設置した第5閲覧室で構成しており、それぞれ特色ある所蔵構成となっている。令和4（2022）年3月現在の蔵書数は、図書約62万冊、学術雑誌約3,800種で、建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS（言語を通して世界の平和を）」に基づき、本学の教育研究の目的に沿った体系的な資料収集を和書・洋書共に行っている。また、電子書籍や電子ジャーナルを中心とした電子資料も充実している。英語はもちろんのこと、スペインやポルトガル、中国、ロシア、中南米諸国の学術雑誌など、外国語短期大学ならではの多言語の電子資料を揃え、学生や教員の多様なニーズに合ったサービスを提供している。さらに、図書館のオンラインサービス「My Library」では、貸出・予約状況の照会、予約、開館・休館の確認、貸出延長、外部データベースへのアクセスなどが可能であり、コロナ禍でも持続可能な図書サービスの提供に努めている。

令和3（2021）年度からは、3年計画で所蔵図書のICチップ化を行った。令和5（2023）年度末には、10万冊のICチップ貼付を完了している。また、ICチップに対応した自動貸出・返却機、ブックディテクション・システム（図書不正持ち出し防止システム）、本館入退館セキュリティゲートを導入している。

本館の開館時間は、月曜日から金曜日は9時から21時10分、土曜日は9時から17時となっている。学生や教職員が図書館を十分に活用できるよう、ホームページや「LIBRARY

GUIDE」を通じて利用案内を周知している。また、閲覧座席数は 333 席で、アクリル板の設置等、コロナ禍でも安全に利用できる環境を整えている。【資料 2-5-8～10】

ウ ICT 環境の整備

総合企画部情報システム課がこれまでに整備した ICT の基盤を生かし、令和 3（2021）年度、ビデオ会議システム「Microsoft Teams」を用いて、対面と遠隔でのリアルタイムの授業を可能とする「ハイフレックス型授業」をすべての教室で行えるよう整備した。これにより、感染症等の有事においても教育の質を保証し、大学運営を持続させる体制を構築した。

本学の DX（デジタル変革）及び AI（人工知能）戦略の拠点として、6 号館の MAICO（マルチメディア自習室）を改装し、XR（現実世界と仮想世界の融合）教育コンテンツの開発のため、フィリピン・オープン大学と技術連携している。具体的には、令和 5（2023）年 1 月 27 日から 1 月 28 日にかけて、フィリピン・オープン大学等から研究者を招き、VR、AR のワークショップ及び各研究者による発表のため、「WORLD LEARNING LABS SYMPOSIUM 2023」を開催した。発表の様子は、YouTube によってライブ配信した。その後も、令和 5（2023）年 4 月 23 日にフィリピン・オープン大学の研究者を招き、3D スキャナー技術のデモンストレーションとワークショップを実施するなど、交流と技術連携を継続している。

その他、全教室 Wi-Fi 完備、学生へのノートパソコン貸出、情報処理教室の開放などを行っている。教員の教育・研究のためには、教材作成等を行うスタジオを設けるなど、情報処理機器・設備を充実させている。【資料 2-5-11・12】



MAICO（マルチメディア自習室）

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

スロープの無い建物は、3 号館を除きすべて車いすでアクセスできるエレベーターを設置しているので問題なく利用できている。3 号館（保健室）についてはスロープなしで入室することができる。

障がいのある学生の対応として、自動扉やスロープ設置の促進、教室の音響環境の改善、学内の点字表記や点字ブロックの劣化による不具合の是正等、バリアフリーの推進に取り組んでいる。また、学内の施設案内は日英併記で表示している。

4 号館 1 階と 4 階のトイレは、だれでも使えるユニバーサルトイレとしている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

選択必修科目においては、語学を体系的に学び、「聴く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能を総合的に身に付けるため習熟度別に少人数クラスを編成し、個々の能力にあった教育を展開している。そのため、収容定員が50人前後の教室で、1クラスあたりの受講者数を20人程度に設定しているが、入学者数の減少もあり実際は10人程度の少人数で教育効果を上げられるよう配慮している。【資料2-5-13・14】

また、少人数制クラスを生かした授業方法として、プレゼンテーションやディスカッションなどのアクティブ・ラーニングを通して自律的な学修を行っている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料2-5-1】ホームページ「施設紹介」

<https://www.kufs.ac.jp/universitylife/facilities.html>

【資料2-5-2】京都外国語短期大学施設管理規程

【資料2-5-3】京都外国語大学メンテナンス等に関する指針

【資料2-5-4】キャンパスマップ（AED配置箇所入り）

【資料2-5-5】中長期施設整備計画「マスタープラン」

【資料2-5-6】ホームページ「学習スペース」

<https://www.kufs.ac.jp/lang/space.html>

【資料2-5-7】ホームページ「図書館」

<https://www.kufs.ac.jp/toshokan/>

【資料2-5-8】図書館業務報告書（2023）

【資料2-5-9】LIBRARY GUIDE（2024）

【資料2-5-10】京都外国語短期大学附属図書館利用規程

【資料2-5-11】ホームページ「学内ICTサービス利用案内」

<https://www.kufs.ac.jp/rcmme/index.html>

【資料2-5-12】Booklet-World Learning Labs Symposium（2023）

【資料2-5-13】授業別受講者人数一覧（2023春学期）

【資料2-5-14】授業別受講者人数一覧（2023秋学期）

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・マスタープランの実施開始に向けて、施設設備、配線、配管、インフラの状態を確実に把握する調査を行う。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、全学生に対して学生生活における様々な時点でアンケート調査を行い、学生の意見・要望をくみ上げている。学修支援に関することについては、主に新入生アンケートや卒業時アンケートの中で質問項目を設けており、大学に対する意見（自由記述）も含めて聞いている。【資料 2-6-1・2】

これらのアンケートは、三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果、本学の教育効果を測定するアセスメント・ポリシーにも組み込まれており、IR 推進担当が企画し、年度初めに執行部会議で実施計画を報告している。【資料 2-6-3】

アンケート結果は、執行部会議及び教授会へ報告し、関係部署等で活用している。学生にはホームページで公開している。【資料 2-6-4～6】

また、アンケートの結果を組織的に活用するため、令和 5（2023）年度から教学マネジメントに関する委員会において一年間に実施したアンケート結果を総括し、重要な課題については担当部署を決めて課題対応リストを作成して改善に取り組んでいる。【資料 2-6-7・8】

課題の改善状況は、翌年度末に自己点検・評価して、その結果をホームページで公開する仕組みを運用している。【資料 2-6-9】

令和 5（2023）年 9 月 14 日の教学マネジメントに関する委員会で令和 4（2022）年度実施アンケート結果の点検を行った結果、「卒業時アンケートの回答率の向上」「授業外学習時間の実態把握」「学生対応への不満」の 3 つの課題を抽出し、改善に取り組んでいくこととなった。

[図表 2-6-1] 各種学生アンケート一覧

アンケート名	対象	実施時期	主な調査内容
新入生アンケート	1 年次	4 月	本学の魅力や志望度・学修行動・学修時間・学修意欲・希望進路・GRIT（やりぬく力）
卒業時アンケート	2 年次	3 月	本学の魅力・各種満足度・施設利用度・学修成果・学修行動・学修時間・進路関係・GRIT（やりぬく力）
授業アンケート	全学生	7 月・12 月	授業満足度・理解度

その他

・ランゲージセンター及び外国語自律学習支援室 NINJA では、学科と連携しながら正課内外で様々な学習プログラムを提供しており、プログラムの効果を検証するため、積極的にアンケートを実施して学生の意見を反映したプログラム企画に努めている。【資料 2-6-10】

- ・図書館では毎年、図書館利用に関するアンケートを実施して、利用目的、利用回数・時間帯・場所、利用しない理由、自動貸出返却機、新着図書、図書館イベント、図書館サービス、選書・配架、施設・設備などに関する意見や要望を聴き、改善のための貴重な情報として活用している。【資料 2-6-11】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関しては、学修支援と同様、主に新入生アンケートや卒業時アンケートで訊いている。新入生アンケートでは、大学生活における不安（友人・授業・授業料納付）などを調査している。卒業時アンケートでは、学生生活の満足度や学生生活で力を入れたこと、悩みの相談相手や進路に対する不安などを調査している。アンケート結果の報告と活用は、2-6-①と同様である。

その他

学生会（英志会）と学生支援部が日々相互にコミュニケーションをとり、意見交換や要望の把握・精査を行っている。また、経済的支援に関しても日々の窓口業務で学生から個別に相談を受けており、可能な限り支援するよう努めている。具体的には、外部機関等に問い合わせるなど、個々に合わせた奨学金の申請や採用につなげるよう対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関しても、新入生アンケートや卒業時アンケートで訊いている。新入生アンケートでは、本学の魅力（施設・設備の充実、キャンパス等の雰囲気）などを調査している。卒業時アンケートでは、施設等の満足度・利用度などを調査している。アンケート結果の報告と活用は、2-6-①と同様である。

具体的な改善事例としては、過去のアンケート結果からトイレの改装やWi-Fiの強化、貸出パソコンの増加等の要望が多かったので、1号館を中心としたキャンパス内の無線LANアクセスポイントの増強やトイレの改修を随時進めている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-6-1】新入生アンケート報告書（2023）

【資料 2-6-2】卒業時アンケート報告書（2023）

【資料 2-6-3】各種アンケートの実施計画（2024）

【資料 2-6-4】執行部会議議事録（2023）（学生アンケート結果の報告）

【資料 2-6-5】教授会議事録（2023）（学生アンケート結果の報告）

【資料 2-6-6】ホームページ「卒業生・在学生アンケート」

https://www.kufs.ac.jp/about/projects/students_enquete.html

【資料 2-6-7】各種アンケート結果の総括と課題対応リスト（2022）

【資料 2-6-8】教学マネジメントに関する委員会議事録（2023年9月14日開催）

【資料 2-6-9】ホームページ「内部質保証（PDCA サイクル）」

<https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/evaluation.html#pdca>

【資料 2-6-10】キャリア英語科×ランゲージセンター連携学習支援プログラムアンケート
報告書（2023）

【資料 2-6-11】図書館利用者アンケート結果報告書（2023）

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「卒業時アンケートの回答率の向上」は、令和 5（2023）年度の卒業時アンケートから成績照会のステップに組み込むことにより、回答率を 50.0%に改善している。（令和 4（2022）年度の卒業時アンケート回答率 11.3%）
- ・「授業外学習時間の実態把握」は、令和 7（2025）年度の授業アンケートから授業毎の授業外学習時間の把握を追加することで、より具体的な改善策を講じていく予定である。
- ・「学生対応への不満」は、令和 6（2024）年度の事業計画で全部署・学部で取り組む課題と定めている。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーに基づき、幅広く学生を募集できるよう様々な入学試験の方式を用いながら実施し、その検証についても適切に行っている。また、定員管理についても、関係部署間の連携を取りながら適切に運用している。

学修支援については、教育支援部、ランゲージセンターを中心に、全部署の協力の下、教員と職員が協働して行っている。キャリア支援については、本人の適正を加味しながら適切に行っている。

学生サービスについては、学生支援部学生生活課及び健康支援課（保健室、学生相談室、障がい学生支援室）、教育支援部、キャリア支援部、国際部、人権教育啓発室を中心に支援体制を整備し、適切に運営している。なお、令和 5（2023）年度より「教学マネジメントに関する委員会」を新たに設置し、学修・学生支援をより一元的・多面的に検討できる体制を整備した。

学修環境の整備については、安全面を考慮しつつ、学生生活が円滑に進むための整備を法令及び規程に基づき定期的に点検して行っている。また、ICT 教育など新たな学修方法にも対応し、将来を見据えた施設・設備の改修を計画的に行っている。キャンパス内のバリアフリー化についても、合理的配慮に基づく施設・設備の利便性向上に取り組んでいる。

授業時における学生数についても、学修効果を考慮し、適切に運営している。

学生の意見・要望への対応については、各種学生アンケートや日常の窓口相談等により学生からの意見をくみ取るためのシステムを構築している。

上記の理由により、本学は基準 2 「学生」を満たしていると自己評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的及び学科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーは、ホームページ、大学ポートレート、学生便覧、大学案内に掲載して周知している。【資料 3-1-1・2】【資料 F-2】【資料 F-5】

ディプロマ・ポリシーの学生の認知状況は、令和 5（2023）年度新入生アンケートでは、80.1%の入学者が所属する学科の教育目標（どのような人材の育成を目指しているか）を「知っている」と肯定回答（非常にあてはまる、ややあてはまる）している。【資料 3-1-3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ア 単位認定基準の策定と周知

単位認定に係る基準については、学則及び「京都外国語短期大学履修規程」において、[図表 3-1-1] のとおり定めている。【資料 F-3】【資料 3-1-4】

学生への周知は、学生便覧の他、特に新入生に対しては入学後に「授業科目オリエンテーション」を開催し、説明している。【資料 F-5】

[図表 3-1-1] 単位認定基準に係る規則

規則	内容
学則第 11 条	単位の計算方法
学則第 15 条	単位の授与
学則第 16 条	学修の評価（成績評価） 詳細は、「京都外国語短期大学履修規程」第 15 条（成績評価の方法）及び第 16 条（成績評価の基準）を参照
学則第 17 条	他の短期大学又は大学における授業科目の履修等の単位認定 詳細は、「京都外国語短期大学履修規程」第 21 条（留学により修得した単位の認定）及び第 22 条（留学以外に修得した単位の認定）を参照

学則第 18 条	短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の単位認定 詳細は、「京都外国語短期大学履修規程」第 22 条を参照
学則第 19 条	入学前の既修得単位の認定 詳細は、「京都外国語短期大学履修規程」第 20 条を参照
京都外国語短期大 学履修規程第 23 条	再入学者の既修得単位の認定

イ 進級基準の策定と周知

単位制を導入しており、進級基準は設けていない。ただし、単位修得不足及び成績不振の学生に対しては、以下の措置を行っている。

入学後の在学 1 学期間の卒業要件の GPA (通算) が 1.0 未満かつ卒業要件の修得単位数が 8 単位未満の学生に対して、学科が修学指導を行う。

入学後の在学 2 学期間の卒業要件の GPA (通算) が 1.0 未満かつ卒業要件の修得単位数が 16 単位未満の学生は、「学則」第 36 条第 5 号の定めにより、勉学継続の意欲がないものとして「除籍」とする。ただし、特別な理由があり、学科が勉学継続の意欲があると判断した場合は、「除籍」の措置をとらない場合もある。

ウ 卒業認定基準の策定と周知

卒業認定に係る基準については、学則及び「履修規程」で [図表 3-1-2] のとおり定めている。【資料 F-3】【資料 3-1-4】

2 年次生で休学期間を除いて 4 学期以上在学した学生に対し、在学中に修得した単位数に基づき、年度末及び春学期末に卒業判定を行っている。卒業認定に必要な単位は、「学則」別表 1 に定められた授業科目の区分毎に所定の単位を修得し、合計 62 単位以上としている。なお、卒業要件単位の中には、専門科目 (選択必修) の「Graduation Project II」の 2 単位を含めることを必須としている。

学生への周知は、学生便覧や「授業科目オリエンテーション」の他、ホームページでも周知している。【資料 F-5】【資料 3-1-5】

[図表 3-1-2] 卒業認定基準に係る規則

規則	内容
学則第 5 条	修業年限
学則第 21 条	卒業の要件 「京都外国語短期大学履修規程」第 3 条
学則第 22 条	卒業の認定
学則 別表 1	キャリア英語科の授業科目の区分、編成と単位数

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

授業科目の成績評価については、「学則」第14条（成績評価基準等の明示等）に基づき、全授業科目のシラバスで授業内容・計画、科目の到達目標、授業形態、授業外の学習内容、成績評価の方法・基準を示しており、公平を期している。【資料 F-12】

評価点については、担当教員の裁量によるが、シラバスの到達目標の達成度を100点満点で評価し、授業形態や評価方法により多少の差異はあるが、合格者の平均点を70点台（B評価）とするようガイドラインを設定しており、その方法は全授業科目担当教員（非常勤教員を含む）へ案内する「出講手帳」に明記し、周知している。【資料 3-1-6】

年度末には、授業科目担当者打ち合わせ会を開催し、厳格な成績評価について担当教員間で共有している。【資料 3-1-7】

本学では、GPA(Grade Point Average)を導入しており、学生が学修の成果を自分自身で把握することにより、個人の能力や意欲に合わせて主体的かつ充実した学修に取り組むことができるようにしている。また、GPAは修学指導や留学、奨学金制度などの学内選抜等の参考資料としても活用している。【資料 F-5】

卒業の判定については、基準に基づき判定資料を教育支援部が作成し、学科判定会議を経て教授会で審議した上で学長が承認している。【資料 3-1-8】

単位認定及び卒業判定の結果は、「UNIPA」で学生へ通知している。卒業延期者にはアカデミック・アドバイザーが修学指導を行い、「UNIPA」の学生プロフィールに指導内容を入力し、教職員間で情報を共有している。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 3-1-1】 ホームページ「ディプロマ・ポリシー」

https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html#_01

【資料 3-1-2】 大学ポートレート

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000503201000.html>

【資料 3-1-3】 新入生アンケート集計結果（2023）

【資料 3-1-4】 京都外国語短期大学履修規程

【資料 3-1-5】 ホームページ「成績／卒業・進級」

<https://www.kufs.ac.jp/universitylife/grades.html>

【資料 3-1-6】 出講手帳（2023）

【資料 3-1-7】 授業科目担当者打ち合わせ会 案内文（2024）

【資料 3-1-8】 教授会議事録（2023）（卒業判定の審議）

【資料 F-2】 京都外国語短期大学 Campus Guide（2025）

【資料 F-3】 京都外国語短期大学学則（2024）

【資料 F-5】 学生便覧（2024）

【資料 F-12】 Web シラバス（2024）

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和6（2024）年度から社会の変化や産業界のニーズを踏まえてディプロマ・ポリシーを改定した。それに伴い、カリキュラム・ポリシーも改定し、令和6（2024）年度

入学者から新しい教育課程をスタートさせている。単位認定基準及び卒業認定基準はこれまでと同様とし、厳正に適用していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは、ホームページ、大学ポータル、学生便覧、大学案内に掲載して周知している。【資料 3-2-1・2】【資料 F-5】【資料 F-2】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

「京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針」において、「すべてのカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに基づいて策定されたカリキュラム・ポリシーに従って体系的に編成する」としている。【資料 3-2-3】

実際、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに定める教育内容の一貫性は、基準項目 1-2-④で [図表 1-2-4] に記載したとおり確保している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ア 体系的な教育課程の編成

令和 6（2024）年度からカリキュラムを改定した。カリキュラム・ポリシーに基づき、総合科目、専門科目（選択必修・選択）、教養科目の授業科目区分を設け、科目区分毎に目標を掲げている。

総合科目では、本学で学ぶためのレポート作成に必要な論理的思考能力とそれに基づく文章作成能力を身につけると同時に、言語と平和についての総合的な理解を深めることを目標としている。専門科目（選択必修）では、英語を体系的に学び、「聴く」「話す」「読む」「書く」の 4 技能を総合的に修得することにより、その運用能力を高めることを目標としている。専門科目（選択）では、英語が用いられている地域に関して歴史、文化、社会、政治経済を学んで専門知識を獲得し、当該地域をはじめ世界が抱える諸問題について問題意識を持って取り組む能力を身につけることを目標としている。

教養科目は、地球規模の課題に取り組むための幅広い教養を身につけ、実社会に対応できるスキルを獲得することを目標としている。【資料 F-5】

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業時に身につけるべき能力（学修成果）と個々の授業科目との対応関係を示したカリキュラム・マップをホームページに公開しており、学生は計画的に履修できるようにしている。【資料 3-2-4】

イ 適切なシラバスの整備

全授業科目のシラバスには、授業科目名（日本語・英語）、配当年次、単位数、開講学期、履修条件、授業形態、能力要素（メイン・サブ）、使用する言語、到達目標、授業内容・計画、主な予定項目（全 14 回）、授業についての留意点、授業外の学習（自学自習）についての留意点、成績評価の基準・方法を示しており、計画的に履修できるようにしている。能力要素（メイン・サブ）とは、ディプロマ・ポリシーを実現するための本学学生として修得すべき 9 つの能力要素のうち、特に修得が期待できる能力を表示したものである。また、全科目のシラバス点検を毎年度実施しており、不備がある場合は担当する教員へ改善点を指摘し、再提出を行い、全シラバスが適正な状態であることを確保している。

【資料 3-2-5・6】【資料 F-12】

ウ 単位制度を実質化するための工夫

単位修得に必要な時間数及び学修の質を確保するため、[図表 3-2-1] のとおり学期毎に履修登録できる単位数の上限を定めており、学生便覧で周知している。【資料 F-5】

また、単位は授業外学修を含めて成り立つものであることから、単位を実質化するためシラバスに「授業外の学習（自学自習）についての留意点」を記載し、事前・事後の学修指導によって授業外学修時間を確保している。

[図表 3-2-1] 履修登録できる単位数の上限

春学期	秋学期	備考
24	24	卒業要件（通算）の GPA が 2.7 以上の場合は、上限を超えて履修登録することができます。

3-2-④ 教養教育の実施

教育科目は、地球規模の課題に取り組むための幅広い教養を身につけ、実社会に対応できるスキルを獲得するため、外国語領域、地域文化領域、国際関係領域、現代社会領域、キャリア形成領域の 5 領域を設け、それぞれに授業科目を配置している。【資料 F-5】

教育課程に関わる事項については、副学長、科長、教育支援部長、短期大学専任教員等が出席する教学マネジメントに関する委員会で提議した問題について適切に協議・調整をしている。委員会で議決された成案は、教授会で審議し、学長が決定している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ア アクティブ・ラーニングなど授業内容・方法の工夫

併設する京都外国語大学は、平成 26 (2014) 年度に文部科学省「大学教育再生加速プログラム (AP)」の「テーマⅠ (アクティブ・ラーニング)・テーマⅡ (学修成果の可視化) 複合型」に採択された。それに伴い本学では、確かな語学力及び人間力の育成を目指し、語学教育に適した「反転授業型のアクティブ・ラーニング」の開発・実践に取り組んでいる。

全授業科目のシラバスには、アクティブ・ラーニング導入の有無を明記し、少人数制クラス編成により、プレゼンテーションやディスカッションなど用いた主体的な学修を行っている。【資料 F-12】

イ 教授方法の改善を進めるための組織体制と運用

教授方法の改善を推進する組織として、「学則」第 20 条第 2 項に基づき、ファカルティ・ディベロップメント委員会 (以下、「FD 委員会」という。) を設置している。【資料 3-2-7】

FD 委員会は、夏季・冬季の研修会を企画・実施し、全学的な授業改善を進めている。FD 研修会は、専任教員には全員参加を求めており、非常勤講師にも参加を奨励している。本学は、外国人教員も多数在籍していることから、英語の分科会も設けている。

また、学生による授業アンケートを毎学期実施し、その結果を当該教員及び受講生へフィードバックしている。また、集計結果はホームページで公開している。【資料 3-2-8】

アンケートの結果、一定の基準 (授業満足度の指標) を満たしていない場合は、学長より当該教員へ直接、授業改善の指示を行っている。また、3 期連続で一定の基準を満たしていない場合は、当該教員が授業改善計画書を作成し、学長へ提出している。【資料 3-2-9】

<エビデンス集 (資料編) ・基礎資料>

【資料 3-2-1】 ホームページ「カリキュラム・ポリシー」

https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html#_02

【資料 3-2-1】 大学ポートレート

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000503202000.html>

【資料 3-2-3】 京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針

【資料 3-2-4】 カリキュラム・マップ (2024)

【資料 3-2-5】 シラバス作成要領 (2024)

【資料 3-2-6】 令和 6 (2024) 年度シラバス点検結果

【資料 3-2-7】 京都外国語短期大学 FD 委員会規程

【資料 3-2-8】 ホームページ「学生による授業アンケート」

<https://www.kufs.ac.jp/about/projects/fd.html>

【資料 3-2-9】 授業アンケート結果の活用方法

【資料 F-2】 京都外国語短期大学 Campus Guide (2025)

【資料 F-5】 学生便覧 (2024)

【資料 F-12】 Web シラバス (2024)

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和6（2024）年度のFD研修会では、授業アンケートについて分科会等で企画する予定である。現状の課題や他大学の事例などを研究し、教員間で十分に協議を行い、令和7（2025）年度から新しい形での授業アンケートを実施する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

ア ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果

カリキュラム・ポリシーの中に、ディプロマ・ポリシーを踏まえた「学修成果（育成すべき能力）」を以下のとおり明示している。

キャリア英語科の学修成果（育成すべき能力）

①語学力の育成

大学生としてふさわしい日本語の文章作成能力を備え、専攻する言語の学びを通じて、世界の人々との円滑なコミュニケーション力を身につけることができます。

②英語圏に関する専門知識と多文化共生力

英語圏についての専門知識を獲得し、その地域の社会と文化に精通するとともに、自らの社会と文化を知り、世界に向けて発信することができます。

③世界が抱える諸問題の理解

英語圏が抱える諸問題に関心を持ち、公平な判断力のもとに、問題解決に向けて活動することができます。

また、ディプロマ・ポリシーには、[図表 3-3-1] に示すように 9 つの能力の修得を掲げており、これらは社会的・職業的自立を図るために必要な能力でもある。

これらの学修成果はホームページ及び学生便覧で周知している。【資料 3-3-1】【資料 F-5】

[図表 3-3-1] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力

構想するために必要な力	【DP1】 問題発見力・解決力
	【DP2】 思考力・判断力
	【DP3】 創造力・企画力
実践するために必要な力	【DP4】 主体的に取り組む力
	【DP5】 情報収集力・分析力

	【DP6】 計画力・実行力
協働するために必要な力	【DP7】 プレゼンテーション力
	【DP8】 コミュニケーション力
	【DP9】 多文化共生力

イ 多様な尺度・指標や測定方法に基づく学修成果の自己点検・評価の実施

三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果及び本学の教育効果について、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価できるよう、令和4（2022）年度に「アセスメント・ポリシー」を策定した。【資料3-3-2】

同方針に基づくアセスメント指標は、学生の入学時・在学中・卒業時（卒業後）の学修成果の伸長について、大学全体や学科単位の集計（全体）と授業科目単位の集計（個別）に区分して把握できる構造となっている。令和4（2022）年度以降、IR推進担当はアセスメント・ポリシーに基づき前年度の学修成果を可視化し、三つのポリシーの達成状況を点検・評価して「学修成果点検報告書」を作成している。【資料3-3-3】

ウ 令和5（2023）年度の学修成果の総括（旧カリキュラム）

語学力の育成

〔図表3-3-2〕 専門コア科目の成績平均点（客観的指標）

	クラスレベル	1年次生	2年次生
2021年度	通常クラス	74.4	73.8
	アドバンストクラス	82.5	84.1
2022年度	通常クラス	73.3	74.0
	アドバンストクラス	78.5	77.8
2023年度	通常クラス	73.8	71.0
	アドバンストクラス	75.8	75.1

（注）専門コア科目は、実践的英語運用力の基礎及び英語コミュニケーションに関する基礎知識の習得を目標としている。

〔図表3-3-3〕 TOEIC の入学以降最高スコアの平均点（客観的指標）

	1年次生	2年次生
2021年度	449.0	515.4
2022年度	458.1	487.2
2023年度	477.6	477.5

[図表 3-3-4] 卒業時アンケート結果（主観的指標）

「1：初級レベル」～「7：上級レベル」とした時の4段階以上の回答者の割合	
会話力	36%
読解力	32%
聴解力	44%
作文力	48%
発表力	44%

（注）英語の運用能力に関する5つの力（会話力・読解力・聴解力・作文力・発表力）について、それぞれ7段階のレベルで質問した。

英語圏に関する専門知識と多文化共生力、世界が抱える諸問題の理解

[図表 3-3-5] 課題実践（最終課題レポート）の成績平均点（客観的指標）

	成績平均点
2021年度	76.7
2022年度	79.3
2023年度	81.5

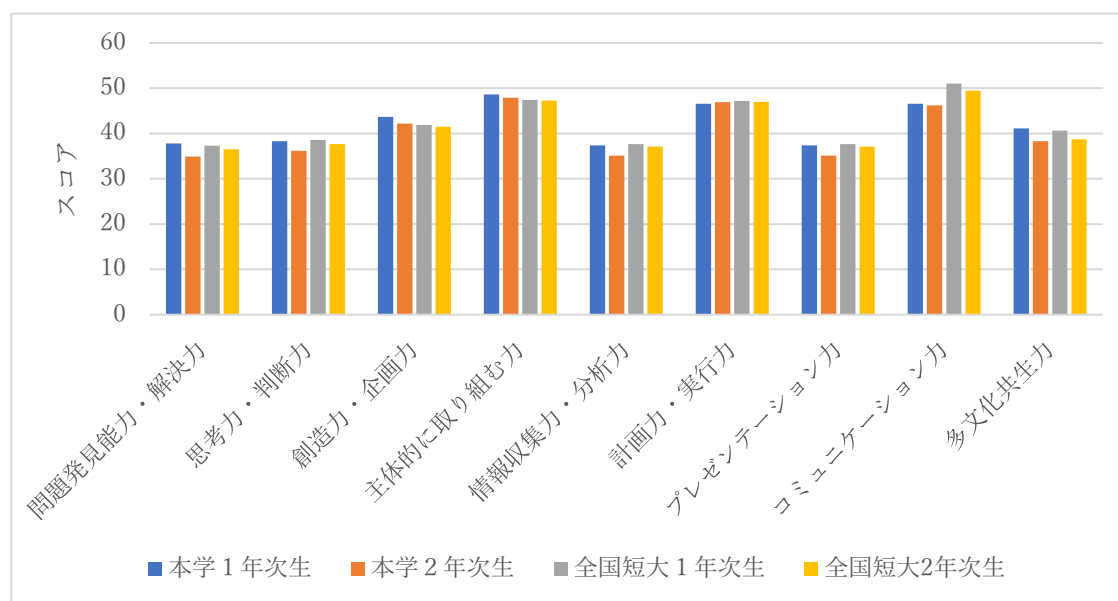
（注）課題実践は、最終課題（レポート）の提出又はオフ・キャンパス科目による単位修得により得られる卒業要件の単位であり、学位取得に求められる能力を総合的に評価するものである。

[図表 3-3-6] 卒業時アンケート結果（主観的指標）

	【英語圏に関する専門知識と多文化共生力の習得状況】 「身についた」もしくは「ある程度身についた」	【世界が抱える諸問題の理解】 「身についた」もしくは「ある程度身についた」
2021年度	—（設問なし）	—（設問なし）
2022年度	87.5%	62.5%
2023年度	88.0%	96.0%

構想するために必要な力、実践するために必要な力、協働するために必要な力

[図表 3-3-7] 令和 5 (2023) 年度 GPS-Academic 受験結果



	本学 1年次生	本学 2年次生	全国短大 1年次生	全国短大 2年次生
問題発見能力・解決力	37.8	34.9	37.3	36.6
思考力・判断力	38.3	36.2	38.6	37.7
創造力・企画力	43.7	42.2	41.9	41.5
主体的に取り組む力	48.6	47.9	47.4	47.3
情報収集力・分析力	37.4	35.1	37.7	37.1
計画力・実行力	46.6	46.9	47.2	47.0
プレゼンテーション力	37.4	35.1	37.7	37.1
コミュニケーション力	46.6	46.2	51.0	49.5
多文化共生力	41.1	38.3	40.6	38.7

(注) 社会的・職業的自立を図るために必要な9つの能力について、株式会社ベネッセ i-キャリアが提供するジェネリックスキルテスト「GPS-Academic」を用いてアセスメントを行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学科・部署へのフィードバック

IR推進担当が作成した「学修成果点検報告書」を教学マネジメントに関する委員会へ上程し、点検・評価結果を踏まえて課題を共有・整理している。また、重要な課題については、課題改善リストを作成している。課題改善リストは、点検・評価委員会及び執行部会議で審議し、学長が承認したうえで教授会へ報告して改善に取り組んでいる。改善の進捗

状況は、翌年度末に確認している。【資料 3-3-4~7】

教員個人へのフィードバック

ホームページに掲載している IR サイトによって全専任教職員が学修成果を閲覧できるようにしている。IR サイトは、一部を除き一般公開もしている。【資料 3-3-8】

授業アンケートの結果は、アンケート終了後に速やかに「UNIPA」でフィードバックしており、授業科目毎の到達目標の達成度などを確認し、次年度のシラバス及び指導方法の改善の検討をしている。【資料 3-3-9】

学生及び保証人へのフィードバック

Kyoto Gaidai UNIPA にある学修ポートフォリオを使って学修成果の振り返りを毎年度実施しており、その結果は保証人も閲覧できるようにしている。さらに、学修の動機付けを促すため、各学年に配置する専任教員によるアカデミック・アドバイザーが学修ポートフォリオを用いて学生と面談するなど、学修指導に活用している。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 3-3-1】 ホームページ「ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー」

https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html#past

【資料 3-3-2】 京都外国語短期大学アセスメント・ポリシー

https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/pdf/assessment_policy_col.pdf

【資料 3-3-3】 学修成果点検報告書（2024）

【資料 3-3-4】 教学マネジメントに関する委員会議事録（2023）（学修成果の報告・課題確認）

【資料 3-3-5】 点検・評価委員会議事録（2023）（課題改善の審議）

【資料 3-3-6】 執行部会議議事録（2023）（課題改善の審議）

【資料 3-3-7】 課題改善リスト（2023）

【資料 3-3-8】 IR サイト

<https://sites.google.com/kufs.ac.jp/kufs-assessment/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>

【資料 3-3-9】 授業アンケート結果の教員閲覧画面（見本）

【資料 F-5】 学生便覧（2024）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・近年、入学者減少とともに卒業時の TOEIC 平均スコアが低下している。また、9つの能力も1年次から2年次にかけて伸びが見られない。9つの能力の伸長については、全国の短大生も同様の課題があるように思われるが、これらの問題の原因と対策について、令和6（2024）年度中に教学マネジメントに関する委員会で検討する。

【基準3の自己評価】

大学の使命・目的に基づき、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定しており、ホームページや学生便覧を通じて学内外へ広く周知している。また、両ポリシーは一貫している。

単位認定基準及び卒業認定基準は、学則や履修規程に定めており、学生便覧等で学生に周知している。成績評価については、全ての科目に関して評価基準をシラバスに明示している。教員の出講手帳には、評価ガイドラインを記載して授業科目担当者打合せ会で共有するなど、成績評価の公平性を担保し、適正に運用している。履修登録できる単位数の上限、GPA、単位修得不足及び成績不振の学生への措置等を導入しており、単位の実質化や自律的な学修を促している。

教育課程については、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な教育課程を編成しており、科目区分の設定、各科目区分の目標の明確化、精緻なシラバスの整備、カリキュラム・マップを通じた検証等により、適切な授業科目の配置及び学生の計画的、体系的な履修を担保している。教養教育については、併設する京都外国語大学の共通教育機構の支援を受けて、充実した教養教育を提供している。教授方法・開発の工夫については、アクティブ・ラーニングの導入を積極的に行っている。カリキュラム面では、リスニング、リーディング、スピーキング、ライティングの4技能をバランスよく伸ばすように設計されている。「英語で自分の考えを述べることができ、相手からの質問に答えることができる学生を育てること」という明確な卒業時の目標を目指して、英語関係の科目が配置されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しており、ホームページや学生便覧を通じて学内外へ広く周知している。令和4（2022）年度にアセスメント・ポリシーを策定し、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。学修成果は、IRサイトにより学内外へ積極的に情報公開している。学修成果の点検・改善フローが確立されており、令和5（2023年度）は、前年度の学修成果を点検・評価し、課題改善リストを作成して改善に取り組んでいる。

上記の理由により、本学は基準3「教育課程」を満たしていると自己評価する。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

ア 学長の権限

学校教育法第 92 条第 3 項に基づき、「学校法人京都外国語大学寄附行為施行細則」第 2 条の 3 に「理事会は、本法人の設置する大学の管理及び運営に関する業務のうち、第 2 条の規定に定める業務を除き、教育研究に関する業務を学長へ委任する。」と定めている。

【資料 F-1-②】

また、「組織及び事務分掌規程」第 11 条第 1 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する等関係法令に定める事務を掌理するほか、学園の規程等に定める事務を掌理する。」と定めている。【資料 4-1-1】

これらの規程により、学長は教育研究を基本とする大学運営に係る意思決定の権限を有し、その責任を負っている。

イ 学長の選任

学長の選任については、「京都外国語短期大学学長の選任等に関する規程」第 2 条及び第 3 条に基づき、理事会が評議員、教授及び准教授のうちからそれぞれ若干名を選任し、選考委員会を設置している。選考委員会は、理事会の諮問に基づき学長候補者を選任し、理事会に答申する。教授会は、理事会より学長候補者についての諮問を受け、審議の上、理事会に答申する。理事会は、教授会の答申を斟酌した上で学長を決定し、理事長が学長を任命している。【資料 4-1-2】

このように、学長は理事会及び教授会の意を受けて選出されている。

ウ 学長の補佐体制

学長を補佐する職制として、「学則」第 48 条第 2 項に基づき、本学では副学長 1 人、科長 1 人を配置している。

副学長・科長の選任については、「京都外国語短期大学副学長の選任等に関する規程」及び「京都外国語短期大学学科長等の選任等に関する規程」に基づき、学長の推薦を受けて、理事長が選任している。【資料 4-1-3・4】

学長の意思決定を補佐する審議機関として、執行部会議、教授会を設置している。執行部会議は、原則月 1 回で開催し、教授会での審議を要しない学事運営に係る審議を行い、学長の意思決定に役立てられる。また、法令及び学長が定める教育研究に関する重要事項については、教授会で審議を行い、学長は学内の意見を反映させたくて決定している。

【資料 4-1-5・6】

学長を補佐する事務組織として、学長室と総合企画部を設置しており、学長構想の実現や意思決定に必要なデータの提供や分析など多方面から支援している。学長室は、主に学長・副学長に係る庶務の他、教授会、執行部会議、教員人事委員会、点検・評価委員会、教学マネジメントに関する委員会、FD 委員会の庶務を担っている。総合企画部は、主に学長の特命事項、大学の中期計画、IR 業務、産学官連携、IT 推進を担っている。

エ 学長方針

学長による大学運営に関する方針は、毎年度、事業計画を策定する際に学長方針として教職員へ周知している。部署・学科は、学長方針を基に次年度の事業計画を立案している。

【資料 F-6】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

ア 規則等に基づく教学マネジメントの構築

中央教育審議会「グランドデザイン答申」（平成 30 年 11 月）及び中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月 22 日）を踏まえ、本学では三つのポリシーを通じた学修者本位の教育の実現を図るため、令和 3（2021）年度に全学の方針として「京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針」を策定し、以下の項目について全学的に取り組むことを明示している。【資料 4-1-7】

1. 教育内容の改善
2. 教育方法の改善
3. 教育の実施体制の確立
4. 修学支援
5. 生活支援
6. 進路支援
7. 教職員の資質・能力の向上
8. 教学マネジメント推進体制
9. 情報公開

本方針を踏まえて、「組織及び事務分掌規程」第 7 条により教学マネジメントに必要な事務組織を設置し、各部署の業務を分掌している。また、「学則」第 52 条の 2 により、学長直轄又は諮問機関として委員会を設置している。委員会の役割は、各委員会規程の審議事項に明記している。【資料 4-1-1・8・9】

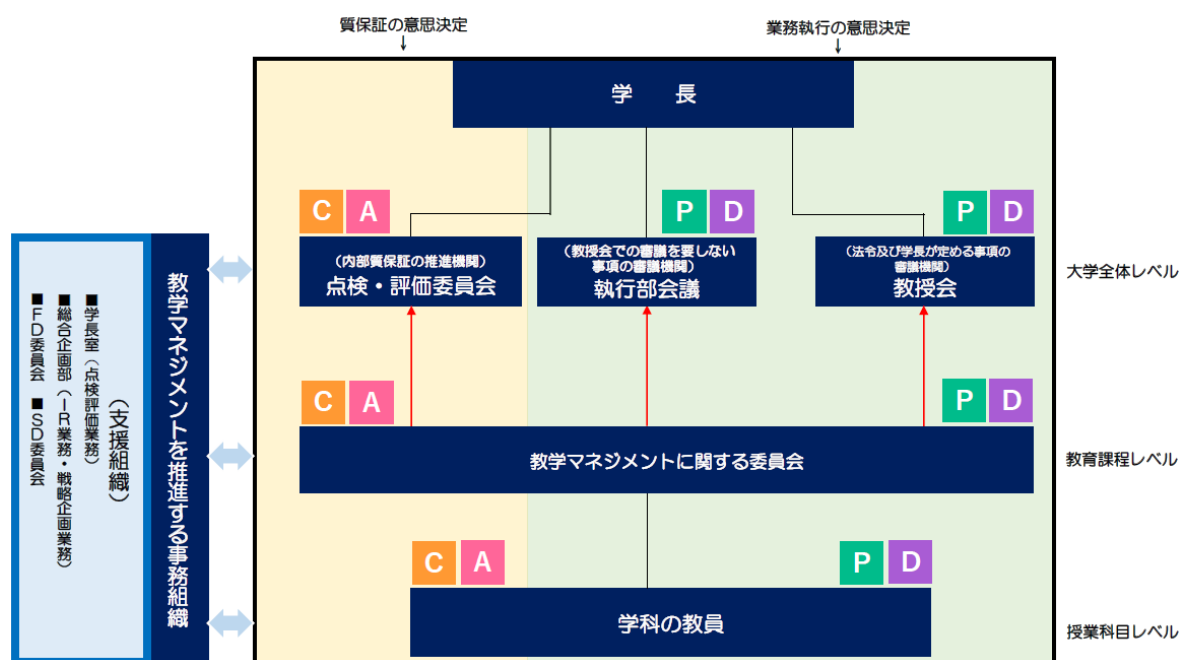
イ 短期大学の意思決定の権限と責任

4-1-①-アで述べたように、学長は教育研究を基本とする大学運営に係る意思決定の権限を有し、その責任を負っている。

学長による統治の下、本学では意思決定プロセス及び PDCA サイクルが明確となるよう [図表 4-1-1] のような教学マネジメント推進体制を構築している。業務執行における意思決定は、教学マネジメントに関する委員会で原案を作成し、その後、内容によって執行部会議又は教授会で審議を行い、その結果を踏まえて学長が決定している。なお、執行部会議と教授会の審議事項は、各会議の規程において明確に区別している。【資料 4-1-5・6・10】

教学マネジメントにおける質保証については、大学全体レベルでは点検・評価委員会が、教育課程レベルでは教学マネジメントに関する委員会が、授業科目レベルでは学科の個々の教員が主体となっている。点検・評価委員会は、業務執行状況を点検して教学マネジメントの適切性について検証する機関であり、副学長を委員長としている。点検・評価委員会は、審議事項及び点検・評価結果について必要に応じて執行部会議、教授会に報告するものとしている。【資料 4-1-11】

[図表 4-1-1] 令和 6（2024）年度教学マネジメント推進体制



ウ 副学長の組織上の位置付け及び役割

「組織及び事務分掌規程」第 11 条第 1 項に「副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。」と定めており、組織上の位置付けを明確にしている。

また、「京都外国語短期大学副学長の職務に関する内規」第 2 条第 1 項・第 2 項に副学長の職務を定めており、第 3 項に「学長は、職務を遂行する職務権限を副学長に委任する。」としている。さらに、第 4 項において「副学長は、キャリア英語科長及び部署長に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。」としており、学長を補佐する者として十分な権限が与えられている。【資料 4-1-12】

エ 教授会の組織上の位置付け及び役割

学校教育法第 93 条に基づき、教授会を設置している。法令に基づく教授会の審議事項は、「学則」第 52 条第 1 項に定めており、組織上の位置付けは、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。また、「学則」第 52 条第 1 項第 3 号に規定する「学長が定める事項」及び「学則」第 52 条第 2 項に規定する「学長等がかさどる教育研究に関する事項」については、「京都外国語短期大学教授会規程」第 3 条第 2 項及び第 4 項にそれぞれ規定している。【資料 F-3】 【資料 4-1-6】

教授会の審議は、学則・規程に則り、遺漏がないよう庶務を務める学長室が審議事項を事前にチェックしている。

学生の賞罰に関する事項については、学長が別に定める「京都外国語短期大学学生懲戒規程」に基づき、「学則」第 58 条に則り教授会の議を経て学長が懲戒を行っている。【資料 4-1-13】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の配置については、様々な業務を経験させながら能力開発を行うことを目的として、ジョブローテーションを基本としている。毎年、各部署から業務の現状を踏まえ、異動・昇任に関する推薦等の意見聴取を行っており、これを基に各部署の事業計画に鑑み、適材適所の配置を行っている。また、人事評価制度を導入しており、3年後を見据えたキャリア申告や自己啓発などを確認し、人材育成やキャリアアップの要素も含めて、短期大学事務局長、法人事務局長、法人部長、人事課長を中心に検討し、適切な職員配置を行っている。

職員の役割の明確化については、人事評価制度により短期大学のビジョン、部署の方針、課の方針、個人の役割設定という流れを構築しており、職員個人の役割は明確になっている。【資料 4-1-14・15】

教職協働の観点からは、各種委員会には必ず職員を委員として配置しており、小規模大学の特性を活かした緊密な教職協働の場として機能している。特に、令和5（2023）年度からは教学マネジメントの推進体制を見直し、教育課程や学生・学修支援、留学支援、キャリア支援、学生募集広報などについて学科代表者と関係部署職員等が一同に会して協議する「教学マネジメントに関する委員会」を併設する京都外国語大学と合同で新たに発足させたことで、縦割りではなく、組織横断的な教学マネジメントに取り組んでいる。【資料 4-1-9】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 4-1-1】学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程
- 【資料 4-1-2】京都外国語短期大学学長の選任等に関する規程
- 【資料 4-1-3】京都外国語短期大学副学長の選任等に関する規程
- 【資料 4-1-4】京都外国語短期大学学科長等の選任等に関する規程
- 【資料 4-1-5】京都外国語短期大学執行部会議規程
- 【資料 4-1-6】京都外国語短期大学教授会規程
- 【資料 4-1-7】京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針
- 【資料 4-1-8】令和6（2024）年学校法人京都外国語大学組織機構図
- 【資料 4-1-9】令和6（2024）年度各種委員会等委員一覧
- 【資料 4-1-10】京都外国語短期大学教学マネジメントに関する委員会規程
- 【資料 4-1-11】京都外国語短期大学点検・評価委員会規程
- 【資料 4-1-12】京都外国語短期大学副学長の職務に関する内規
- 【資料 4-1-13】京都外国語短期大学学生懲戒規程
- 【資料 4-1-14】令和6（2024）年度職員役割設定・評価シート（見本）
- 【資料 4-1-15】令和6（2024）年度学校法人京都外国語大学教職員一覧表
- 【資料 F-1-②】学校法人京都外国語大学寄附行為施行細則
- 【資料 F-3】京都外国語短期大学学則（2024）
- 【資料 F-6】事業計画書（2024）

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

職員の配置について、今後、より積極的にジョブローテーションを進め、若手の育成も含め活性化させる。また、業務の効率化を推進し、教育の質や学生サービスの充実に資する業務へ資源をできるだけ投下する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

ア 法令上必要な教員の配置（以下、令和 4 年 10 月 1 日施行の短期大学設置基準改正前の「専任教員」の名称を用いて記載する。）

教員組織は、短期大学設置基準第 22 条（別表第 1 イ及び別表第 1 ロ）に定める必要な専任教員数を遵守しており、学科の教育目的及び教育課程に即した教員数を配置している。

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の法令上必要な専任教員数と配置状況は [図表 4-2-1] のとおりである。

[図表 4-2-1] 京都外国語短期大学 法令上必要な専任教員数と本学教員数

入学定員	必要教員数 (別表 1 イ)	必要教員数 (別表 1 ロ)	合計必要教員数	本学教員数
70	5 (2)	3 (1)	8 (3)	9 (5)

※ () は教授数。

大学全体の年齢別構成は、61 歳以上が 2 人 (22.2%)、51 歳～60 歳が 5 人 (55.6%)、41 歳～50 歳が 1 人 (11.1%)、41 歳未満が 1 人 (11.1%) となっている。また、職階別に見ると、教授が 5 人 (55.6%)、准教授 2 人 (22.2%)、講師 2 人 (22.2%) となっている。

イ 教員の採用・昇任等

専任教員の採用及び昇任の基準と審査の方針については「京都外国語短期大学専任教員資格審査規程」に、手続きについては「京都外国語短期大学教員人事委員会規程」に定めている。【資料 4-2-1・2】

採用又は昇任の必要があるときは、「教員人事委員会規程」第 6 条に則り科長等が候補者の審査について学長に申し出て、学長が人事委員会を招集する。学長は、人事委員会での審査結果を教授会の議に付し、審議結果を理事長に上申する。その後、常任理事会及び理

事会にて審議の上、承認されて採用が決定する。採用については、本務校を持たない者は、原則として一定期間本学に非常勤講師として勤務していることを条件としており、教員の質保証に努めている。昇任については、覚書（非公開）において具体的な指針を示している。令和5（2023）年度は、人事委員会を計6回開催し、公平公正、全学的なバランスを考慮しつつ、厳格な審査を行っている。

人事委員会の構成員は、学長、副学長、科長、教育支援部長、短期大学事務局長、法人部長となっている。採用候補者との面接が必要な場合には、法人部長及び人事課長も同席し、教学と経営が一体となって教員人事にあたっている。

本学は、平成27(2015)年9月から約半年間の試行期間を経て、平成28(2016)年4月より教員評価制度を導入している。令和3(2021)年度からは、教員の多様な業務や業績をより適切に評価できるよう制度の見直しを行い、令和5(2023)年度より新制度を運用している。

【資料4-2-3】

このように、教員の採用・昇任は規程等に基づき適切に運用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

「学則」第20条第2項に基づきFD委員会を設置している。FD委員会は、「京都外国語短期大学FD委員会規程」に基づき授業改善を目的として、年度初めの会議で年間の活動内容及びスケジュールを協議し、組織的・全学的なFD活動を行っている。【資料4-2-4】

ア FD研修会の実施

夏・冬の年2回、併設する京都外国語大学と合同で研修会を開催している。一人でも多くの教員が情報を共有することが全学的な教育の質向上につながると考え、令和2(2020)年度からは非常勤講師も対象としている。また、外国人教員も参加しやすいよう英語セッションも開催している。さらに、FDとSDの連携として、FD研修会で職員が話題提供者を務めるなど、職員のFDへの参加も奨励している。

夏季・冬季FD研修会は、非常勤講師を含む全授業科目担当者を対象としており、専任教員については特段の事情がない限り、参加することを原則としている。令和5(2023)年度は、ハイフレックス方式で開催したことで参加者を増やすことができた。また、令和6(2024)年4月1日施行の「改正障害者差別解消法」へ適切に対応するためFD特別企画として、「障がい学生支援」も開催した。【資料4-2-5】

その他、FD委員会が所管する研修会以外にも学科が独自に併設する京都外国語大学の英米語学科と合同で開催する研修会も開催している。【資料4-2-6】

令和5(2023)年度のFD参加者数は、[図表4-2-2]のとおりである。

[図表 4-2-2] 令和 5 (2023) 年度 FD 参加者数

	専任教員対象者数	専任教員参加者数	専任教員参加率
夏季 FD	10	7	70%
冬季 FD	10	5	50%
FD 特別企画	10	2	20%
学科合同 FD	○	○	○
合計	○	○	○

イ 学生による授業アンケート

FD 委員会が実施主体となり、IR 推進担当と連携して毎学期、学生による授業アンケートを実施している。アンケートは「UNIPA」で実施し、原則としてすべての授業科目を対象としている。担当する授業科目の結果は各教員の「UNIPA」上で確認できるようにしている。

教員は、アンケートの結果を踏まえ、授業及びシラバスの改善を行っている。また、学生の授業に対する評価が一定の基準以下となった場合は、学長が該当する教員へ改善を要請するなど、組織的に取り組んでいる。【資料 4-2-7・8】

直近 3 年間のうち、一定の基準以下となった科目数は、[図表 4-2-2] のとおりである。

[図表 4-2-2] 改善指導対象となった授業科目数

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
春学期	1	1	0
秋学期	0	1	0
合計	1	2	0

ウ FD 活動の学内共有

夏季・冬季 FD 研修会の動画や学生による授業アンケートの結果、FD 活動報告書を全専任教職員及び非常勤教員が閲覧できるよう、令和 4 (2022) 年度に学内専用の FD サイトを開設した。参加できなかった過去の研修会の内容を再度勉強したいといったニーズに応える仕組みとなっている。【資料 4-2-10】

<エビデンス集 (資料編) ・基礎資料>

【資料 4-2-1】 京都外国語短期大学専任教員資格審査規程

【資料 4-2-2】 京都外国語短期大学教員人事委員会規程

【資料 4-2-3】 大学教員人事評価処遇制度ガイドブック (2024)

【資料 4-2-4】 京都外国語短期大学 FD 委員会規程

【資料 4-2-5】 FD 活動報告書 (2023)

【資料 4-2-6】 キャリア英語科・英米語学科合同 FD プログラム概要

【資料 4-2-7】 授業アンケート結果の活用方法

【資料 4-2-8】 ホームページ「授業アンケート結果」

<https://www.kufs.ac.jp/about/projects/fd.html>

【資料 4-2-9】 FD サイト（教職員専用）

<https://sites.google.com/kufs.ac.jp/kufs-fd>

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 6（2024）年度から入学定員を 70 人へ変更したことに伴い適切な専任教員数を改めて検討する。
- ・授業アンケートについて、学生と教員にとってより有効なアンケートとなるよう、夏季 FD 分科会で授業アンケートを取り扱う。FD、教授会といった段階を経て現行の課題を整理して改善案を策定し、令和 7（2025）年度から新しい運用を開始する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

職員の研修については、SD 委員会と法人部人事課が協力し、[図表 4-3-1] のとおり体系的に実施しており、学長以下、事務組織の管理職の教員も参加している。

学内で実施している夏季 SD 研修会は、毎年度実施しており、全専任職員については特段の事情がない限り、参加することを原則としている。また、学長等の執行部教員の参加も奨励している。研修会は、基調講演や職階・年齢バランスを考慮したグループ討議などを行い、大学職員として必要な知識の修得や学内の課題等について、改善策を検討している。

令和 5（2023）年度の夏季 SD では、昨年度実施した入試広報活動の総括を受け、今年度は「大学広報」という視点で他大学の取り組みやブランディングに関する講演を聞き、広報活動の重要性や自部署で PR ができることは何かといった意見交換を行った。

また、若手職員が中心となって企画・運営した様々なテーマについて教職員が意見交換をする SD カフェや大学についての理解を深めるための SD 勉強会を月 1 回程度実施し、年代問わず、SD 活動を積極的に実施した。

その他にもハラスメント研修や本学のブランディングに関する研修会を複数回実施し、ハラスメントに関する知識や本学のブランディングの考え方について教職員が共通認識をもつことができた。

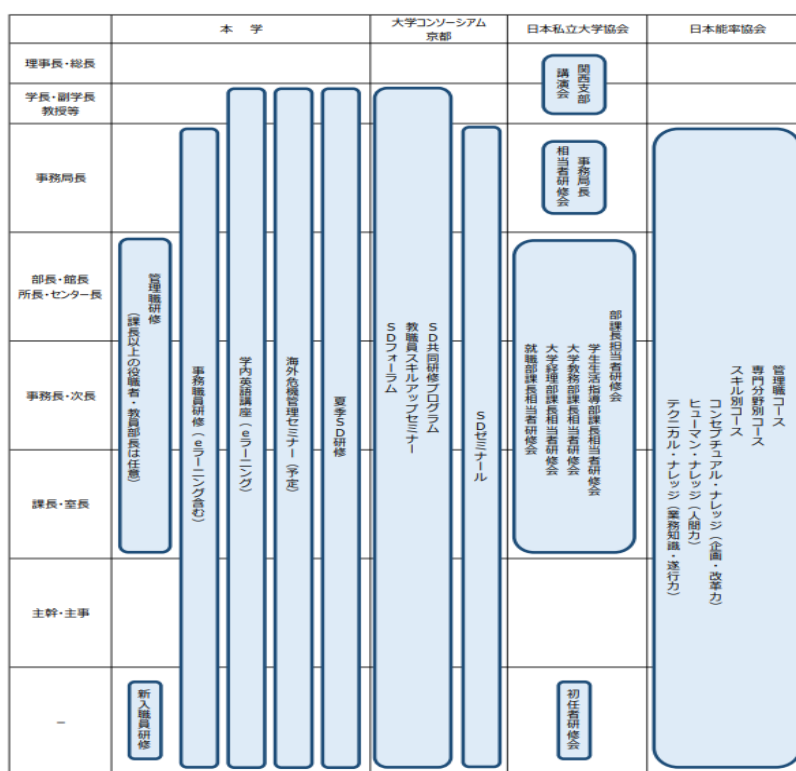
一方、学外研修の参加にも積極的に取り組んでいる。具体的には、大学コンソーシアム京都や日本私立大学協会が提供する専門的なテーマの研修会に当該業務を担当する部署の事務職員を適時、参加させている。また、日本能率協会が提供するマネジメント・リーダーシップ、業務知識、ビジネススキルなど職員力向上に必要な能力開発も積極的に取り入れている。学外研修の参加者は、報告も研修の一環としており、学外研修で得たことを学内の研修会等で他の職員に報告することにより、知識の共有化を図る等、職員の能力向上のための一助としている。【資料 4-3-1】

平成 28 (2016) 年 4 月より運用を開始した職員評価制度については、各職員の目標の達成度を評価する実績評価や等級別の期待行動の発揮度を評価する行動評価を行い、昇給・給与への反映や昇格候補者の選定条件として活用している。また、評価の実施と同時に各自のキャリアを考えるキャリア申告・キャリア面談を組み入れており、能力向上の機会としても活用し、人材育成の強化を図っている。【資料 4-3-2】

また、評価の共通基準を理解するための評価者研修会及び被評価者研修会を実施している。

職員評価制度は、毎年見直しを行いながらより良い評価制度の構築を進めている。例えば、管理職に対するマネジメント行動診断を実施し、その結果から管理職に求められるマネジメントに対する評価のウエイトを変更するなどの改善をしている。

[図表 4-3-1] 令和 5 (2023) 年度職員研修体系図



<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

【資料 4-3-1】専任教職員研修(SD)報告書(2023)

【資料 4-3-2】職員人事評価・処遇制度ガイドブック(2024)

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・SD研修については、教員の参加率が低いことから、教員が参加しやすい形での研修の運営を検討していく。また、管理職をはじめとする階層別研修を積極的に取り入れていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

ア 快適な研究環境の整備と有効活用

本学の研究を推進・支援する組織として、「学則」第 53 条の 2 に基づき国際言語平和研究所を設置している。同研究所は、個人研究費、学内共同研究費並びに科学研究費助成事業などの事務処理及び支援等を行っている。

研究環境に関しては、専任教員に対して一人一室の研究室に加え、併設する京都外国語大学の英米語学科と学科共同研究室を設けている。学内の Wi-Fi 環境は整備されており、研究棟に共同コピー室を備えている。

令和 4（2022）年度には、専門分野にとらわれず、これまで以上に自由な発想でより活発に学際的な研究活動が行える環境の整備を目的として、学内研究組織を見直し、国際言語平和研究所の付置機関を廃止し、研究所の直下に各研究会を配置するよう組織変更した。これにより、学閥や縦割りの弊害を軽減し、比較的柔軟に多様な研究会を設立しやすくなった。また、組織体制の変更に伴い、「京都外国語短期大学国際言語平和研究所研究会規程」を新たに制定した。加えて、教員のサバティカル研修並びにポスト・ドクターの制度も整備した。【資料 4-4-1～3】

本学の研究環境について専任教員の満足度を把握するため、令和 3（2021）年度に専任教員 10 人を対象とした「研究環境の満足度アンケート調査」を実施した。その結果、研究環境に「満足」・「ある程度満足」と回答した専任教員は 40%であった。【資料 4-4-4】

イ 研究活動のための外部資金導入の努力

外部資金獲得の活性化のため、学内競争的研究資金「学内研究員」「スタートアップ」の採用や森田基金による「科研費フォローアップ事業」を行っている。【資料 4-4-5】

「学内研究員」は、任期満了後 2 年以内に学内研究員の研究成果をもとに、学内外の競争的研究資金へ申請することを条件としている。「スタートアップ」は、次年度の科学研究費助成事業に研究代表者として申請することを条件としている。これらの応募条件は、募集要項に明記している。【資料 4-4-6】

「科研費フォローアップ事業」は、前年度の科学研究費助成事業の不採択結果を受け、今年度再申請を行う研究課題に対して、再申請に必要となる研究費の一部を助成し、採択を支援する事業である。

また、国際言語平和研究所では、申請書類の確認・訂正等の事務支援も行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、学術研究が適正な方法で進められるよう、また社会からの信頼と公正を確保するため、本学の施設・設備を利用して研究活動に従事する者、その他本学内において研究費の運営及び管理に関わるすべての者（以下、「研究者等という。」）が遵守すべき「研究倫理基準」を制定している。

研究活動における不正行為を防止するため、「京都外国語短期大学研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程」第3条において、最高管理責任者を学長として責任体制を明確にするなど、不正行為の防止に関する詳細を定めている。

本学が整備している研究倫理及び研究費の取り扱い等に関する規程は、以下のとおりである。【資料 4-4-7～13】

- ・研究倫理基準
- ・京都外国語短期大学研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程
- ・京都外国語短期大学公的研究費の不正使用の防止及び対応等に関する規程
- ・京都外国語短期大学人を対象とする研究に関する規程
- ・京都外国語大学倫理審査委員会規程
- ・京都外国語短期大学個人研究費規程
- ・京都外国語短期大学個人研究費規程施行細則
- ・京都外国語短期大学公的研究費に関する取扱規程
- ・京都外国語短期大学科学研究費補助金取扱要領

研究倫理教育研修（コンプライアンス研修）は毎年度実施し、本学の全ての研究者等に参加を義務付けており、令和5（2023）年度は100%の受講率を達成している。

また、内部監査室による監査を毎年度実施しており、不正防止に努めている。

このように、研究倫理に関する規程と責任体制を確立し、規程に基づき厳正に運用している。また、不正行為を防止する取り組みも積極的に行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分については、学術研究や調査活動のために使用することができる個人研究費の使用限度額又は減額する場合の配分額等を「京都外国語短期大学個人研究費規程」第2条・第4条及び「京都外国語短期大学個人研究費規程細則」第2条に定めている。【資料 4-4-12・13】

特に減額基準については、過去3年間に本学の教育研究業績基準区分にいう、1）著書（翻訳書、教科書・参考書等）、2）論文、3）学位論文、4）総説・解説（書評等）に係る業績がない場合又は当該報告を怠っている場合、次年度の個人研究費は「個人研究費規程」第2条第2項に定める金額の半額（研究費・研究旅費の両方に適用）とするとしており、研究業績を継続的に上げる仕組みを構築している。なお、研究業績が確認できれば元の水準に戻る。

学内競争的研究資金では、研究資金ごとに様々なテーマ・手法の研究が応募されるため、一つの基準で配分を判断することは困難であることから、国際言語平和研究所運営委員会において研究資金ごとに採否及び配分金額を審議し、資源配分を決定している。

研究活動への物的支援については、4-4-①で述べた研究環境の整備に加え、電子資料の充実を図っている。図書館運営委員会の委員には、定期的に電子資料及びデータベースのニーズを聴取している。令和5（2023）年10月には、全専任教員に対してメールによる洋雑誌や電子ジャーナルの購入についての意見や要望を調査しており、教員のニーズに対応した支援を行っている。【資料4-4-16・17】

研究活動への人的支援については、RA（Research Assistant）制度はないが、研究を遂行する上で補助者が必要となった教員に対して、研究費から支出してアルバイト等を雇用できるようにしている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料4-4-1】京都外国語短期大学国際言語平和研究所研究会規程

【資料4-4-2】京都外国語短期大学サバティカル研修制度に関する規程

【資料4-4-3】京都外国語短期大学ポスト・ドクター規程

【資料4-4-4】研究環境の満足度アンケート結果（2021）（教員対象）

【資料4-4-5】ホームページ「学内競争的研究資金による研究」

https://www.kufs.ac.jp/irislp/research_inside.html

【資料4-4-6】学内競争的研究資金募集要項（2024）

【資料4-4-7】研究倫理基準

【資料4-4-8】京都外国語短期大学研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程

【資料4-4-9】京都外国語短期大学公的研究費の不正使用の防止及び対応等に関する規程

【資料4-4-10】京都外国語短期大学人を対象とする研究に関する規程

【資料4-4-11】京都外国語大学倫理審査委員会規程

【資料4-4-12】京都外国語短期大学個人研究費規程

【資料4-4-13】京都外国語短期大学個人研究費規程施行細則

【資料4-4-14】京都外国語短期大学公的研究費に関する取扱規程

【資料4-4-15】京都外国語短期大学科学研究費補助金取扱要領

【資料4-4-16】図書館運営委員会委員へのニーズ調査

【資料4-4-17】全専任教員への洋雑誌や電子ジャーナル等のニーズ調査

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・「研究環境の満足度アンケート調査」を定期的実施していく。

【基準4の自己評価】

学長のリーダーシップを適切に発揮できるよう、補佐体制として副学長、科長を配置している。また、学長の支援組織として、学長室、総合企画部を設置しており、学長構想の実現や意思決定に必要なデータ提供、分析等を行っている。

教学マネジメントにおいては、三つのポリシーを実現するため、「教学マネジメントの基本方針」を策定し、迅速な意思決定とマネジメントの権限と責任が明確となった教学マネジメントの推進体制を構築している。教授会の組織上の役割も学則及び「教授会規程」

で明確に定められており、適切に運営している。

法令や教学マネジメントを遂行する上で必要十分な数の教職員を適材適所に配置しており、職員評価制度により職員の役割は明確になっている。教職員の資質・能力の組織的な職能開発等についてもSDやFDを活用し、向上に努めている。研究支援体制については、国際言語平和研究所が中心となって研究環境の整備を行い、法令及び規程に基づき適切・厳正な運営・管理を行っている。

上記の理由により、本学は基準4「教員・職員」を満たしていると自己評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

ア 組織倫理に関する規則に基づいた適切な運営

本学は、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」において、経営と管理・運営に関する基本的なガバナンスを構築している。【資料 F-1-①・②】

「寄附行為」第3条では、運営の基本を「この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほかこの寄附行為の定めるところによる。」と定めている。第4条では目的について、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国際的視野に立った有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。これらに基づき、理事長・学長ら役員が法令及び学内諸規程を遵守し、組織としての規律維持を図っている。

また、職員の行動規範を示した「京都外国語短期大学が求める職員像」を策定し、学長による決裁を経て、ホームページで周知している。【資料 5-1-1】

さらに、公益通報者の保護を図るとともに本法人における法令遵守を堅持し、本法人及び大学の健全な発展に資するため、「学校法人京都外国語大学公益通報等に関する規程」を制定し、不正行為などの早期発見と是正を図る体制を整えるなど、積極的に法令遵守に取り組み、誠実性を維持している。【資料 5-1-2】

イ 法令等に基づいた適切な情報の公表

学校教育法施行規則第172条の2及び関係法令、並びに「学校法人京都外国語大学情報公開規程」に基づき、ホームページ「情報公開」で適切に情報を公開している。【資料 5-1-3・4】

私立学校法第33条の2（寄附行為の備置き及び閲覧）について、「寄附行為」や「寄附行為施行細則」をはじめとする学園の主な諸規程は、「学校法人京都外国語大学規程集」と

して、全ての専任教職員が「UNIPA」を使って常時閲覧できるようにしている。

私立学校法第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）及び第 63 条の 2（情報の公表）について、本学では「寄附行為、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書、事業計画書、事業報告書、役員等名簿、役員報酬等の支給基準」を作成し、ホームページ「情報公開（財務情報等）」で公開している。

また、設置認可申請書、設置届出書及び設置計画履行状況報告書もホームページで公開している。【資料 5-1-5】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の長期的な基本構想として、令和 2（2020）年 3 月に「学園 100 年（2020 年～2050 年）プラン基本構想」を策定、評議員会で諮問し、理事会で承認した。【資料 5-1-6・7】

「学園 100 年プラン基本構想」は、「環境整備基本方針」「財政・予算編成基本方針」「教育・研究基本方針」から構成されており、各方針に基づき具体的な中長期計画を策定している。短期大学では、「教育・研究基本方針」に基づき第 3 期 5 ヶ年計画（2024-2028）を策定している。【資料 5-1-8】

これら、中期計画、事業計画、事業報告及び予算案等の経営に係る重要事項は、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に基づき理事会・評議員会で議案・諮問事項として内容の審議をしている。【資料 F-10-②】

このように、学園・短期大学の中長期計画を策定し、本学の使命・目的を実現するために継続的に努力している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

ア 環境や人権への配慮

照明の LED 化や、1 号館、4 号館など複数の建物に太陽光発電装置を設置し、これにより得られた電力は各建物内で自家消費するなど、消費電力の削減にも努めている。

人権に関しては、学長直属の委員会として人権委員会を設置している。【資料 5-1-9】

また、人権委員会と連携して活動する人権教育啓発室を設置している。人権教育啓発室は、人権に関する研修等の啓発活動を行い、人権に対する教職員や学生の意識向上を図っている。

ハラスメント対応に関しては、「学校法人京都外国語大学ハラスメントの防止に関する規程」、「京都外国語短期大学ハラスメントに関する規程」に基づき適切に対応している。

また、「ハラスメントに関するガイドライン」、「多様な性のあり方に関するガイドライン」、「ストップハラスメント 2023 リーフレット」を作成し、ホームページで周知している。【資料 5-1-10～14】

ハラスメント相談員は、学科から 1 人及び各部署等から基本 1 人を選任し、人権教育啓発室と連携して問題解決にあたっている。

その他、「学校法人京都外国語大学就業規則」において、サービスの原則を示す第 17 条にハラスメントの禁止に関する事項を定めており、教職員の服務規律の遵守を図っている。【資料 5-1-15】

イ 学内外に対する危機管理体制の整備とその機能

学生及び教職員等の安全確保のため、「学校法人京都外国語大学危機管理規程」及び「京都外国語短期大学危機管理規程」を整備しており、有事の際に機動的に対応できるよう備えている。【資料 5-1-16・17】

また、防火・防災や感染症対応、個人情報のセキュリティ管理等の規程も整備しており、「UNIPA」において全ての専任教職員が常時閲覧できるようにして周知している。【資料 5-1-18～20】

その他、学外の機関とアドバイザー契約を締結し、危機管理の対応にあたっている。【資料 5-1-22～25】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-1-1】 京都外国語短期大学が求める職員像

<https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/pdf/shokuin.pdf>

【資料 5-1-2】 学校法人京都外国語大学公益通報等に関する規程

【資料 5-1-3】 学校法人京都外国語大学情報公開規程

【資料 5-1-4】 ホームページ「情報公開」

https://www.kufs.ac.jp/public_information.html

【資料 5-1-5】 ホームページ「設置認可申請書、設置届出書、履行状況報告書」

<https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/facilityreports.html>

【資料 5-1-6】 学園 100 年（2020 年～2050 年）プラン基本構想

【資料 5-1-7】 令和元（2019）年度第 4 回理事会議事録（100 年プラン承認）

【資料 5-1-8】 第 3 期 5 ヶ年計画（2024-2028）

【資料 5-1-9】 京都外国語短期大学人権委員会規程

【資料 5-1-10】 学校法人京都外国語大学ハラスメントの防止に関する規程

【資料 5-1-11】 京都外国語短期大学ハラスメントに関する規程

【資料 5-1-12】 京都外国語短期大学ハラスメントに関するガイドライン

【資料 5-1-13】 京都外国語短期大学多様な性のあり方に関するガイドライン

【資料 5-1-14】 ストップハラスメント リーフレット（2024）

【資料 5-1-15】 学校法人京都外国語大学就業規則

【資料 5-1-16】 学校法人京都外国語大学危機管理規程

【資料 5-1-17】 京都外国語短期大学危機管理規程

【資料 5-1-18】 京都外国語短期大学防火・防災管理規程（消防計画）

【資料 5-1-19】 京都外国語短期大学感染症対応マニュアル

【資料 5-1-20】 学校法人京都外国語大学個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-21】 危機管理に関するアドバイザーサービスの内容

【資料 F-1-①】 学校法人京都外国語大学 寄附行為

【資料 F-1-②】 学校法人京都外国語大学 寄附行為施行細則

【資料 F-10-②】 理事会・常任理事会・評議員会開催状況（2023）

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「学園 100 年プラン基本構想」策定時に想定していた状況からすると、現在の志願者・入学者減は想定を超えた厳しい環境にある。そこで、募集力強化を喫緊の最優先課題として、引き続き全学を挙げて取り組んでいく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 理事会と常任理事会

「寄附行為」第 18 条第 2 項に、「理事会は、学校法人の業務を決し」と明記しており、法人の意思決定は理事会であることを担保している。【資料 F-1-①】

理事会は、「寄附行為施行細則」第 2 条に定める理事会の決定事項について審議し、決定している。また、同規程第 2 条の 2、第 2 条の 3 に基づき、理事長、学長へ業務を委任しており、権限と責任を適切に分散している。【資料 F-1-②】

理事会は、予算、補正予算、決算時の開催を原則とし、その他必要に応じて臨時に開催している。令和 5（2023）年度は、6 回（5 月・7 月・9 月・12 月・2 月・3 月）開催した。【資料 F-10-②】

理事会を補佐する体制としては、「寄附行為」第 9 条に基づき常任理事を置き、「寄附行為施行細則」第 19 条により、常任理事会を設置している。

常任理事会は、「寄附行為施行細則」第 20 条第 1 項に規定しているとおり、本法人の日常的、定例的な業務について決定することができる。決定した事項は、直近の理事会において、理事長が書面又は口頭により報告することとしている。また、同条第 3 項に規定しているとおり、理事会の決定事項について緊急を要する場合は、当該事項に係る業務を決定することができる。当該決定した事項は、先決事項として直近の理事会において、議案として提出し、承認を得ることとしている。【資料 F-1-②】

なお、常任理事会は、理事長の他、学長、高等学校長等の設置学校長 3 人、常勤理事 1 人の計 5 人で構成している。令和 5（2023）年度は、4 回（5 月・6 月・12 月・3 月）開催した。【資料 F-10-②】

このように、理事会を最終意思決定機関として確立する一方で、常任理事会において日常的、定例的、緊急的な業務について迅速に意思決定ができる体制を整備しており、適切に機能している。

イ 理事の選任及び事業計画の確実な執行

理事の選任については、「寄附行為」第 10 条第 1 項各号及び「寄附行為施行細則」第 2 条第 2 号に基づき、理事会で決定している。【資料 5-2-1】【資料 F-1-①・②】

令和6（2024）5月現在、10人の理事を選任している。理事会は学内理事6人と外部の有識者理事4人から構成しており、法令及び規程に基づき、適切に選出している。【資料F-10-①】

理事会への理事の出席状況は適切であり、やむを得ず欠席する場合は予め「意思表示書」を提出し、賛否の意思を表示している。【資料5-2-2】【資料F-10-②】

学園の単年度の事業計画については、毎年度3月に開催する評議員会に諮問し、理事会に議案として提出している。計画の進捗については、必要に応じて常任理事が理事会で報告を行っているほか、毎年度5月に開催する理事会・評議員会に事業報告として議案提出及び報告を行っている。【資料5-2-3～6】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料5-2-1】令和5（2023）年度第5回理事会議事録（理事の選任）

【資料5-2-2】令和5（2023）年度理事会欠席時の意思表示書

【資料5-2-3】令和5（2023）年度第3回評議員会議事録（事業計画の諮問）

【資料5-2-4】令和5（2023）年度第6回理事会議事録（事業計画の審議）

【資料5-2-5】令和5（2023）年度第1回評議員会議事録（事業報告の報告）

【資料5-2-6】令和5（2023）年度第1回理事会議事録（事業報告の審議）

【資料F-1-①】学校法人京都外国語大学 寄附行為

【資料F-1-②】学校法人京都外国語大学 寄附行為施行細則

【資料F-10-①】学校法人京都外国語大学役員等一覧（2024）

【資料F-10-②】理事会・常任理事会・評議員会開催状況（2023）

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・私立学校法改正（令和7年4月1日施行）を踏まえて、「寄附行為」を見直して寄附行為変更の認可申請を行う。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は、大学の最高責任者であるとともに、理事、常任理事、評議員を務めており、法人と大学の間で重要な橋渡し役を担うほか、大学の教育・研究及び管理・運営に関する意見を代表している。また、大学の副学長、大学事務局長等が評議員を務めており、法人の予算や事業計画等に関して、評議員会において必要な意見を述べるなど、意思決定において法人と大学が連携しながら合意形成を図っている。

一方、学長の意思決定を補佐する大学の審議機関である執行部会議には、法人部門からは法人事務局長、法人部長、財務部長が出席しており、教育研究等に関する方針や施策について、経営と教学の視点を踏まえたバランスのとれた合意形成・意思決定を行っている。また、学内に設置する教員人事委員会には法人部長が出席しており、法人と教員人事計画を共有し、円滑に実施している。【資料 5-3-1・2】

その他、日常的な業務に関する意思疎通として、理事長と学長の定例会議（会談）や学長定例ミーティング（大学幹部教職員の会合）への法人幹部の出席など、日頃から法人と大学は密接に連携している。また、学校法人設置学校事務長連絡会を通して、法人と大学間だけでなく、高等学校及び専門学校との意思疎通と連携も行っている。

ア 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境

「寄附行為」第8条第2項に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」としており、理事長の職務と権限を担保している。また、理事長直轄の内部監査室において法人及び大学の業務等を監査しており、内部統制とガバナンスの体制を構築している。【資料 F-1-①】【資料 5-3-3】

理事長は、理事会・評議員会・常任理事会に毎回出席するとともに、年度初めの教授会において、大学を取り巻く環境の変化等を踏まえた本学園や本学の方針を示している。【資料 5-3-4】

イ 教職員の提案などをくみ上げる仕組み

学科及び部署からの提案は、教学マネジメントの意思決定プロセスを経て実現できる体制となっている。具体的には、学科に関わる内容は教学マネジメントに関する委員会での協議を経て、執行部会議へ諮ることで実現可能となる。また、募集力強化の柱として、令和5（2023）年度からブランディング事業を推進しており、教職員から成るワーキング・グループを立ち上げ、1-2-③で述べたようにブランドビジョン等を策定している。

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

ア 法人と大学の相互チェック体制

法人による大学の業務の適正な執行を監査する機関としては、理事長直轄の内部監査室がある。内部監査室は、「学校法人京都外国語大学内部監査に関する規程」に基づき、実地調査、書面調査等、適切な方法により監査を行い、その結果を理事長に報告している。【資料 5-3-5・6】

内部監査の結果は、内部監査室長が関係する部署等の長に通知する。理事長は、内部監査室長を通じて又は直接に、当該部署等の長に事務改善等必要な措置をとるよう指導助言する。

一方、法人業務の適正な執行を自己点検・評価する大学の機関としては、点検・評価委員会がある。点検・評価委員会は、本学の内部質保証を推進する機関であり、「京都外国語短期大学自己点検・評価規程」第3条にその対象を「点検・評価を実施する対象は、短期大学及びそれらの附属施設並びに法人とする。」としている。点検・評価委員会は、自己点

検・評価結果を理事会へ報告しており、内部質保証について課題があれば法人と大学が連携して改善する仕組みとなっている。【資料 5-3-7・8】

イ 監事の選任

監事の定数は、「寄附行為」第 6 条に 2 人又は 3 人と規定しており、令和 6（2024）年 5 月現在、常勤監事 1 人と非常勤監事 2 人となっている。選任については、「寄附行為」第 11 条第 1 項に「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定しており、この手続きにより適切に選任している。【資料 F-1-①】【資料 F-10-①】【資料 5-3-9・10】

ウ 監事の職務遂行状況

監事は理事会・評議員会に出席し、意見を述べている。令和 5（2023）年度の理事会・評議員会への監事の出席率は 100%であった。【資料 F-10-②】

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び「寄附行為」第 17 条第 1 項、並びに「学校法人京都外国語大学監事監査規程」に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査している。監査にあたっては、理事会及び評議員会、その他重要な会議に出席するほか、理事や関係職員、内部監査室から業務の報告を聴取し、決裁書類等を閲覧するなど、必要と思われる監査手続を実施している。監査の結果は、毎年度「監事監査報告書」を作成し、理事会及び評議員会へ報告している。【資料 5-3-11～14】

エ 評議員の選任

評議員の定数は、「寄附行為」第 22 条第 2 項に 17 人以上 25 人以内と規定しており、令和 6（2024）年 5 月現在、20 人で各選任条項による定数を満たしている。選任については、「寄附行為」第 22 条第 2 項各号に基づき、理事会で決定している。【資料 5-3-15】【資料 F-1-①】

オ 評議員会の運営

評議員会の諮問事項は、私立学校法第 42 条に基づき「寄附行為」第 27 条に規定しており、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金、寄附行為の変更等を審議している。また、私立学校法第 46 条に基づき「寄附行為」第 36 条第 2 項に「理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」としており、規定のとおり運営している。【資料 5-3-16】【資料 F-1-①】

カ 評議員会への出席状況

評議員会は、「学校法人京都外国語大学評議員会運営規程」第 3 条に「毎年 3 月及び 5 月に開催する。ただし、理事長が必要と認める場合は、臨時に適切な時期に開催することができる。」としている。令和 5（2023）年度は、計 3 回（5 月、12 月、3 月）開催した。

評議員会への出席については、実出席のほか、「寄附行為」第 25 条第 7 項に「評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」

としており、令和5（2023）年度に開催した評議員会の出席率は100%であった。ただし、実出席率は平均92.4%で、評議員の内、令和5（2023）年度に開催した評議員会に1度も実出席ができなかった評議員が1人いた。【資料5-3-17】【資料F-1-①】【資料F-10-②】

（3）5-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和5年度に開催した評議員会に1度も実出席ができなかった評議員は、令和6年3月31日付けで任期満了により退任した。令和6年度の寄附行為認可申請の際には、会議の開催場所以外の場所から出席（オンライン出席）した場合も出席として取り扱えるよう寄附行為を改正するなどして、出席しやすい環境に改善する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料5-3-1】執行部会議構成員一覧（2024）
- 【資料5-3-2】教員人事委員会委員一覧表（2024）
- 【資料5-3-3】学校法人京都外国語大学内部監査に関する規程
- 【資料5-3-4】教授会議事録（2024年4月8日開催）（理事長挨拶）
- 【資料5-3-5】学校法人京都外国語大学内部監査に関する規程
- 【資料5-3-6】内部監査報告書（2023）
- 【資料5-3-7】京都外国語短期大学自己点検・評価規程
- 【資料5-3-8】令和5（2023）年度第1回理事会議事録（点検評価結果の報告）
- 【資料5-3-9】令和5（2023）年度第3回評議員会議事録（監事の選出）
- 【資料5-3-10】令和5（2023）年度第5回理事会議事録（監事の選出）
- 【資料5-3-11】学校法人京都外国語大学監事監査規程
- 【資料5-3-12】監事監査報告書（2023）
- 【資料5-3-13】令和5（2023）年度第1回評議員会議事録（監事監査の報告）
- 【資料5-3-14】令和5（2023）年度第1回理事会議事録（監事監査の報告）
- 【資料5-3-15】令和5（2023）年度第5・6回理事会議事録（評議員の選任）
- 【資料5-3-16】令和5（2023）年度第1・3回評議員会議事録（予算・決算）（事業計画・事業報告）（第3期5ヵ年計画）
- 【資料5-3-17】学校法人京都外国語大学評議員会運営規程
- 【資料F-1-①】学校法人京都外国語大学 寄附行為
- 【資料F-10-①】学校法人京都外国語大学役員等一覧（2024）
- 【資料F-10-②】理事会・常任理事会・評議員会開催状況（2023）

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「学園 100 年プラン基本構想」に基づき令和 3（2021）年度に策定した「中期財務計画（2021 年～2025 年）（2023 修正版）」を学園の中期的な財務運営の指針とし、重点課題を年度計画に落とし込み、財務状況の改善に努めている。【資料 5-4-1】

「中期財務計画」は、決算や予算の確定値を反映させ、毎年度修正を行っている。

また、令和 4（2022）年度に策定した中長期施設整備計画「マスタープラン」に基づく施設整備に備え、施設整備引当特定資産を設定し、計画的に組入れ取崩しを行い、健全な財政運営を行っている。【資料 5-4-2・3】

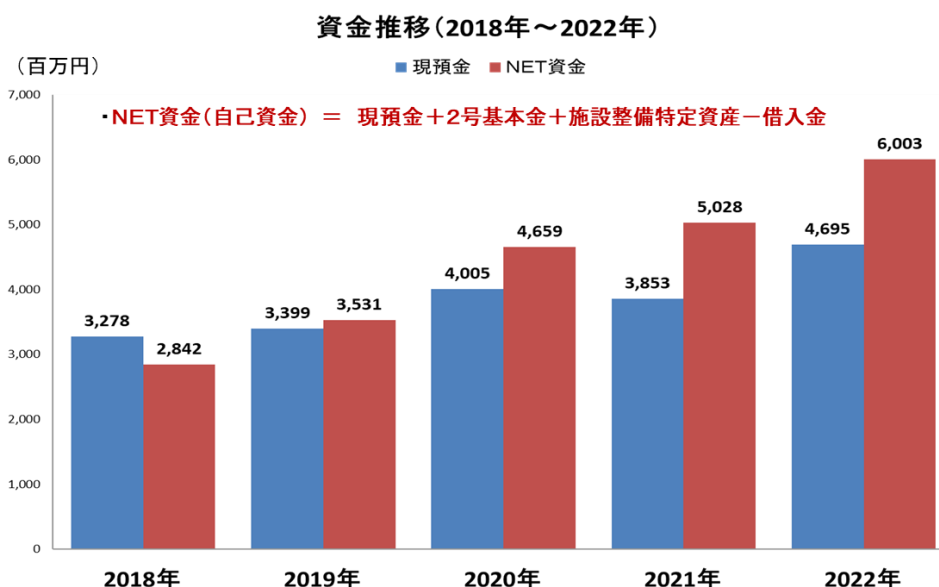
年度予算策定にあたっては、予算編成方針において収支目標と資金目標を提示しており、本学の使命・目的及び教育目的を実現するべく短期大学の「重点目標・重点事業」との連動を図り、予算委員会にて検討し、予算付けを行っている。【資料 5-4-4・5】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

ア 安定した財務基盤

本法人では、自己資金（NET 資金）を重点管理指標（KPI）としており、[図表 5-4-1] のとおり毎年大きく改善していることから、安定した財務基盤を保っているといえる。

[図表 5-4-1] 自己資金の推移



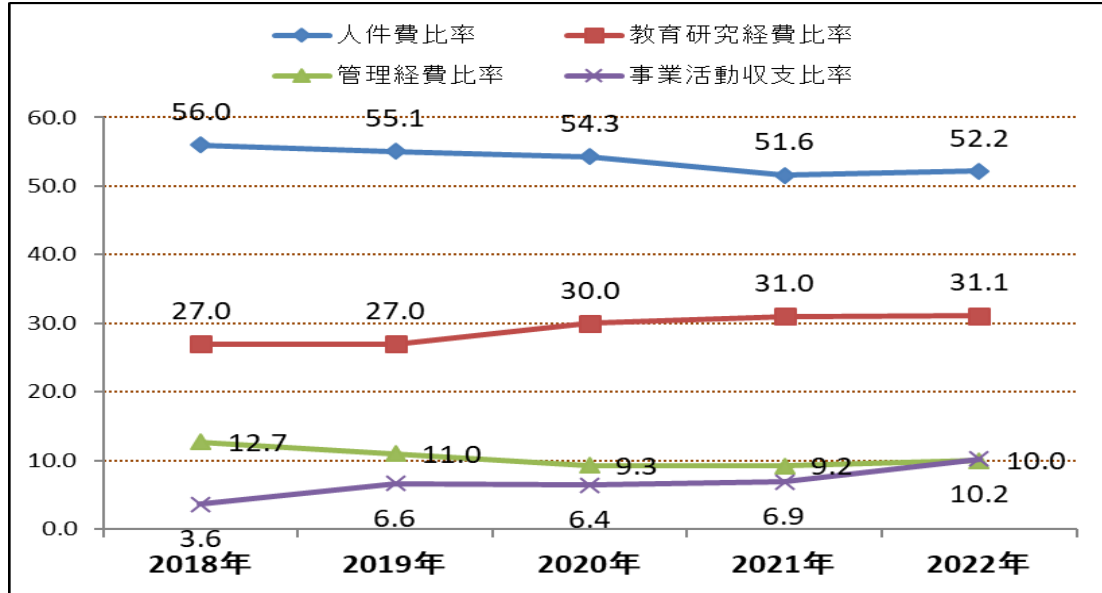
イ 収入と支出のバランス

収入の安定的な確保と支出の抑制を図りつつ、教育研究活動と教育環境の持続的な充実を目指すことを予算編成の基本的な考え方としている。予算編成方針説明会では、収支・資金目標を教職員へ周知している。予算編成は、当年度事業活動収入で事業活動支出を賄い、収支バランスのとれた予算編成、執行に取り組んでいる。また、学生数・志願者の減少やエネルギーコストをはじめとした諸物価の高騰も織り込み、必要性及び過去の支出実

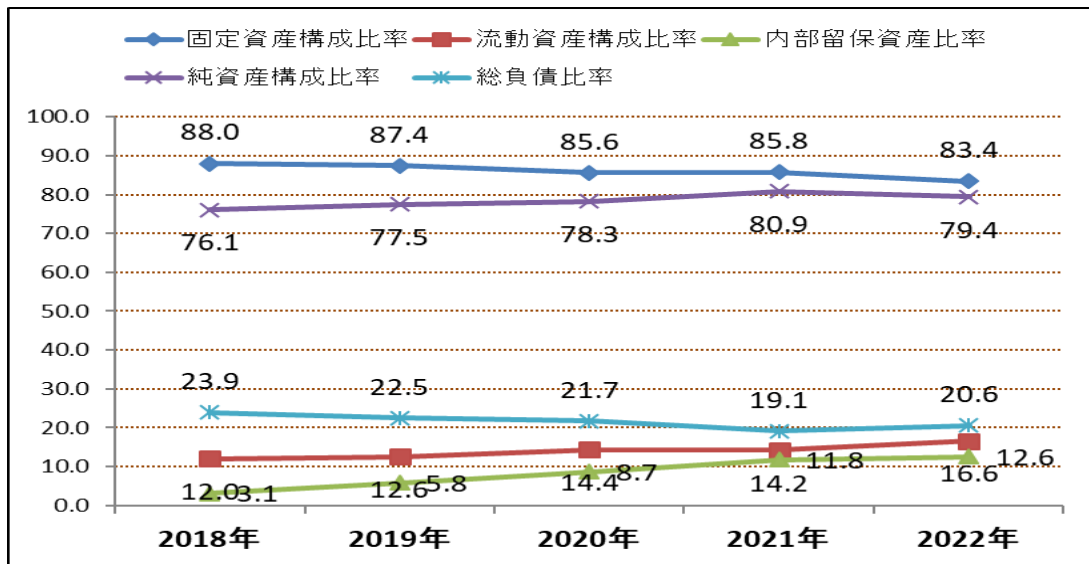
績も踏まえ支出抑制を図っている。

決算においても、[図表 5-4-2・3] のとおり、法人として每期安定的に事業収支黒字が継続しており、各種財務指標も毎年改善していることから適切な収支バランスが保たれている。

[図表 5-4-2] 事業活動収支 重点管理指標の推移 (2018～2022 年度)



[図表 5-4-3] 貸借対照表 重点管理指標の推移 (2018～2022 年度)



ウ 外部資金導入の努力

外部資金の導入については、私立大学等経常費補助金（教育の質に係る客観的指標）の増減率の向上、私立大学等改革総合支援事業等の補助金、科学研究費助成事業及び寄付金の獲得に取り組んでいる。

経常費補助金（教育の質に係る客観的指標）は、令和 5（2023）年度は増減率プラス 2%（前年度マイナス 2%）であった。令和 6（2024）年度も増減率の維持・向上を目標とし

ており、取り組みを強化している。

科学研究費は、令和5（2023）年度については、3件の申請を行ったが採択はなかった。寄付金募集については、平成23（2011）年度から恒常的に募金募集活動を行っており、令和3（2021）年度より学園創立75周年記念募金の募集を開始し、令和5（2023）年度の募金受入金額（2024年3月5日時点）は、法人より4,398万円、個人より534万円となっている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料5-4-1】中期財務計画2021年～2025年（2023修正版）

【資料5-4-2】中長期施設整備計画「マスタープラン」

【資料5-4-3】学校法人京都外国語大学施設整備引当特定資産取扱内規

【資料5-4-4】予算編成方針（2024）

【資料5-4-5】当初予算書（2024）

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・各設置学校の中期財務課題と対策についての検討を継続し、決算実績に基づき「中期財務計画」の修正を図ることで本学の使命・目的及び教育目的の実現を目指す。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

「基準項目5-5を満たしている。」

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人京都外国語大学経理規程」「学校法人京都外国語大学経理規程実施細則」「学校法人京都外国語大学固定資産及び物品管理規程」「学校法人京都外国語大学固定資産及び物品調達規程」「学校法人京都外国語大学資金運用規程」等に基づき、適正に実施している。【資料5-5-1～5】

会計処理方法について疑義がある場合は、監査法人の公認会計士や顧問税理士へ適宜照会し、指導・助言を受けることで会計処理の裏付けを担保しており、処理後についても会計監査にて検証を受けている。

なお、予算変更が生じる場合は「寄附行為」第35条第1項に従い、3月期に補正予算を編成し、評議員会を経て理事会での承認を得ている。【資料5-5-6・7】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人による外部監査、監事監査、内部監査室による内部監査人監査といった体制を敷いている。監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき、経理上

遺漏のないように万全を期している。毎年の監査は、監査法人が理事長に提示する「監査計画概要書」に従い、概ね10月の実地監査に始まり翌年の4月から5月の間に決算書、部門別計算書が確定するまで、延べ約●時間にわたって実施している。具体的には①内部統制の検証、②確認、③実査、④計算書類項目、⑤固定資産監査等である。実施結果については、監査報告会にて理事長及び監事に報告するとともに、定期的に意見交換をしている。

【資料 5-5-8・9】

監事は、理事会、評議員会への出席に加え、理事長をはじめ各理事との個別ヒアリングを通じ本学園の業務について聴取し、業務執行状況の把握に努めている。また、「寄附行為」第17条第4号の規定に基づき、当該年度の監査結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経た上で、毎会計年度、監事監査報告書を作成し、評議員会及び理事会へ報告している。

【資料 5-5-10】

内部監査室は、平成20(2008)年度に理事長の直轄組織として設置した。業務等の適正な執行を確保するとともに、その効率化及び改善を図るために、監事及び監査法人との意見交換を行うなど連携して自主的・自立的に内部監査を実施し、理事長へ報告するとともに年度末には内部監査報告会を実施している。【資料 5-5-11】

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

【資料 5-5-1】 学校法人京都外国語大学経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人京都外国語大学経理規程実施細則

【資料 5-5-3】 学校法人京都外国語大学固定資産及び物品管理規程

【資料 5-5-4】 学校法人京都外国語大学固定資産及び物品調達規程

【資料 5-5-5】 学校法人京都外国語大学資金運用規程

【資料 5-5-6】 令和5(2023)年度第6回理事会議事録(補正予算)

【資料 5-5-7】 令和5(2023)年度第3回評議員会議事録(補正予算)

【資料 5-5-8】 独立監査人の監査計画概要書(2023)

【資料 5-5-9】 独立監査人の監査結果概要書(2023)

【資料 5-5-10】 監事監査報告書(2023)

【資料 5-5-11】 内部監査報告書(2023)

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

- ・令和4(2022)年4月より三様監査を実施しており、引き続き監査法人、監事、内部監査室の連携を図り厳正な会計監査の実施体制を持続していく。また、日々の会計処理も三者の指導・助言に基づき、適正な会計処理を行っていく。

[基準5の自己評価]

本学は、私立学校法、「寄附行為」、「寄附行為施行細則」に基づき理事会及び評議員会を適切に運営しており、組織倫理に基づく経営の規律と誠実な管理・運営を行う基本的なガバナンスを構築している。

また、本学の使命・目的の実現に向けて、「学園100年プラン基本構想」及び「第3期5ヵ年計画(2024-2028)」に基づく事業計画を実施している。安全・安心な大学運営につ

いては、本学を取り巻く国内外のリスクに迅速に対応できる体制を整備するとともに、人権への配慮についても本学独自のガイドラインを策定し、人権教育啓発室を中心に適切に対応している。管理運営の円滑化と相互チェックについては、大学の最高責任者である学長が理事、常任理事、評議員を務めており、法人と大学の間で重要な橋渡し役を担うほか、教育研究等に関する意見を代表している。また、学長、副学長、事務局長等が評議員を務めており、法人の予算や事業計画等に関し、評議員会において必要な意見を述べるなど、意思決定において法人と短期大学が連携しながら合意形成を行っている。一方、理事長直轄の内部監査室等により、法人及び大学の業務等が適正に行われているか監査しており、理事長による内部統制のガバナンスが機能している。

財務運営は、「学園 100 年プラン基本構想」に基づく「中期財務計画 2021 年～2025 年（2023 修正版）」を学園の中期的な財務運営の指針として適切な運営を行い、各年度の基本金組入前当年度収支差額及び翌年度繰越支払資金は、概ね予定通りに推移している。予算編成は、適切な収支バランスの確保を基本的な考え方とし、適切な予算執行や外部資金の獲得等に積極的に取り組んでいる。予算編成方針では、経常費収支差額比率 3 % を目標とし、近年は 6 % を確保できており、問題ないレベルで推移している。

会計処理は、学校法人会計基準及び経理に関する規程等に基づき適切に処理しており、三様監査により精緻な会計監査の体制を構築している。

上記の理由により、本学は基準 5「経営・管理と財務」を満たしていると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

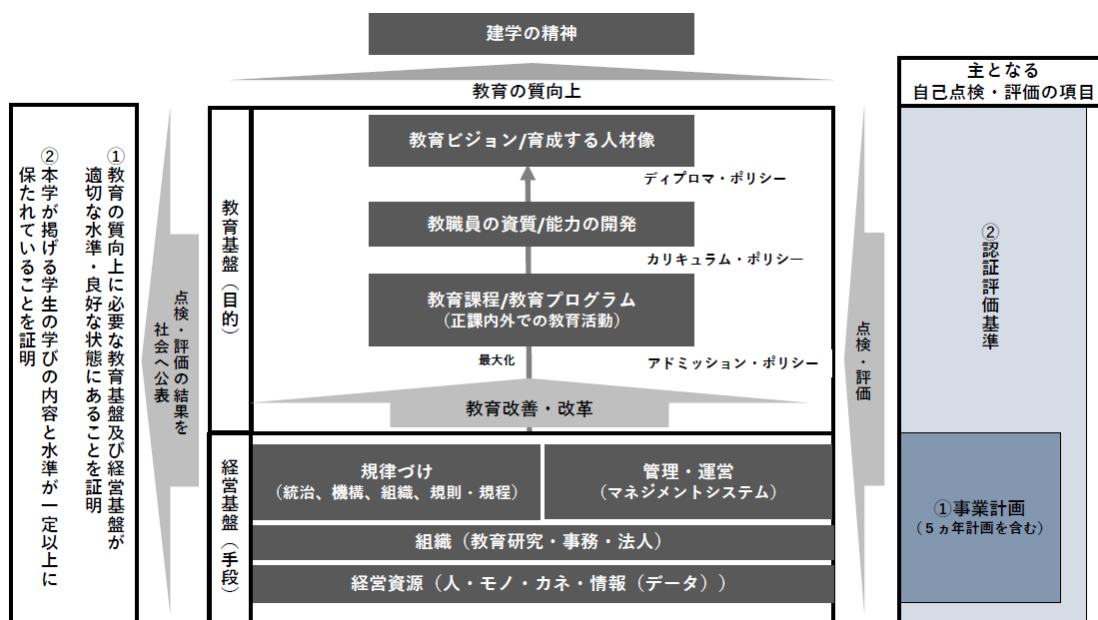
ア 内部質保証についての基本的な考え方

本学の内部質保証は、教育、研究、社会貢献及び管理運営を対象としている。特に本学は教育型の大学であることから、教育の質を重視している。本学では、教育の質を向上させるためには、[図表 6-1-1] のように盤石な経営基盤と三つのポリシーを実現するための教育基盤の両方が不可欠であると考え、盤石な経営基盤とは、人的・物的資源を整備・活用して効果的に組織を運用しながら、成果を最大化するために有効な規律付けや管理・運営（マネジメント）を行う基盤が整備され、機能していることである。三つのポリシーを実現するための教育基盤とは、社会の変化や産業界のニーズを踏まえた教育ビジョンや育成する人材像を掲げ、その実現のために効果的な教育課程や教育プログラムを組織的・体系的に編成し、教職員の資質や能力の開発を積極的に行う基盤が整備され、機能していることである。

本学は、自律的・恒常的な自己点検・評価によって、教育と経営の基盤が良好な状態にあり、学生の学びの内容と水準が一定以上に保たれていることを社会へ公表することで本

学の質を保証する。

【図表 6-1-1】 教育の質を重視した内部質保証の考え方（概念図）



イ 内部質保証に関する全学的な方針及び規程

このような考え方に基づき、本学は令和3（2021）年度に「京都外国語短期大学内部質保証に関する方針」を制定した。【資料 6-1-1】

同方針では、本学の内部質保証は「大学全体レベル」「教育課程レベル」「授業科目レベル」で毎年度、自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて事業計画又は中期計画を策定し、教学と経営が一体となって恒常的に教育改善・改革に取り組むとしている。

教育の質に関しては、令和4（2022）年度にアセスメント・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果及び本学の教育効果について、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価を行えるようにしている。【資料 6-1-2】

その他、内部質保証に関係する全学的な方針及び規程として、「京都外国語短期大学教学マネジメントの基本方針」「京都外国語短期大学ガバナンス・コード」「京都外国語短期大学自己点検・評価規程」を定めている。【資料 6-1-3～5】

これらの方針及び規程は、ホームページ「内部質保証」で学内外へ周知している。【資料 6-1-6】

ウ 内部質保証の恒常的な推進体制

本学は、日常の教学マネジメントのなかで質保証を行うことで PDCA サイクルの実質化を図っている。また、理事会、評議員会、監事、内部監査室及び法人の事務組織も含めて質保証を推進している。これらのことから、本学は【図表 6-1-2】のような内部質保証の推進体制を構築している。

〔図表 6-1-2〕 内部質保証の推進体制



大学全体レベル

内部質保証及び自己点検・評価に関する推進機関として点検・評価委員会を設置する。点検・評価委員会は、その役割の中核として自己点検・評価を企画・運営し、「全学的自己点検・評価」を実施する。自己点検・評価の対象は、短期大学及びその附属施設並びに法人とする。点検・評価の結果、課題があれば関係組織と連携しながら改善の取組を推進する。

教育課程レベル

教学マネジメントに関する委員会が推進主体となり、三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果及び本学の教育効果等について、「学科別自己点検・評価」を行う。点検・評価の結果、課題があれば学科が中心となって改善の取組を推進する。

授業科目レベル

授業科目を担当する教員が、授業アンケート結果、シラバス点検結果、学修成果、FD研修会での教育改善の知識・スキルなどを踏まえて次年度のシラバス及び学修指導の改善を行う。

また、内部質保証を支援する組織として、以下の組織がその役割を担っている。

学長室（自己点検・評価業務）・総合企画部（IR業務・企画・連携推進業務）

学長室は、円滑で有効な自己点検・評価を実施できるよう支援している。総合企画部は、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果を提供し、エビデンスに基づいた自己点検・評価の実施を支援している。また、自己点検・評価の結果を踏まえた重要課題について改善・改革を推進するため、事業計画又は中期計画の策定などの支援を行っている。

FD 委員会

学生による授業アンケートや学修成果の結果などを参考に、本学の教育活動の質向上と発展を図るため、全学のFD研修を企画・実施している。また、学生による授業アンケート結果を各教員へフィードバックし、授業科目レベルでの改善を促進している。

SD 委員会

職員の職務と責任の遂行に必要な知識・技能を修得させ、その能力や資質等の向上を図り、大学の発展に資することを目的として、計画的・体系的に職員研修を実施している。なお、職員には法人部門を含む事務職員のほか、教員及び学長等の執行部を含む。

エ 内部質保証の責任体制

大学全体レベル（推進組織：点検・評価委員会）

点検・評価委員会は、内部質保証を推進する上で重要な役割を担う大学と法人部門の管理者等で構成されている。点検・評価委員会の審議事項は、「点検・評価委員会規程」第3条に定めており、本学の最終意思決定者である学長の指示・命令の下、学長から負託された副学長が委員長として内部質保証を推進する責任体制となっている。【資料 6-1-7】

教育課程レベル（推進組織：教学マネジメントに関する委員会）

教学マネジメントに関する委員会は、併設する京都外国語大学と合同で開催しているため委員長は学部長が務めているが副委員長は短大科長が務めており、責任体制を明確にしている。構成員は、キャリア英語科の教育課程の質保証を推進する上で重要な役割を担う学科の専任教員のほか、教育支援部、学生支援部、国際部、キャリア支援部、入試広報部、学長室、総合企画部の所属長及び事務職員で構成されている。【資料 6-1-8】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-1-1】 京都外国語短期大学内部質保証に関する方針

【資料 6-1-2】 京都外国語短期大学アセスメント・ポリシー

【資料 6-1-3】 京都外国語短期大学教学マネジメントの基本方針

【資料 6-1-4】 京都外国語短期大学ガバナンス・コード

【資料 6-1-5】 京都外国語短期大学自己点検・評価規程

【資料 6-1-6】 ホームページ「内部質保証」

<https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/evaluation.html>

【資料 6-1-7】 京都外国語短期大学点検・評価委員会規程

【資料 6-1-8】 京都外国語短期大学教学マネジメントに関する委員会規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和6（2024）年度から開始している新カリキュラムに即したアセスメント・ポリシーを令和6（2024）年度中に策定し、ホームページで公表する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

ア 自己点検・評価の実施方法

本学では、点検・評価の実施及びその結果を公表することを「学則」第2条に定めている。自己点検・評価の項目は、「内部質保証に関する方針」1-(5)及び「自己点検・評価規程」第4条に以下のとおり定めている。

点検・評価の主たる項目

- ① 5カ年計画を含む事業計画
- ② 本学が評価を受けようとする認証評価機関が定める項目を準用

点検・評価の従たる項目

- ① アセスメント・ポリシーに基づく学修成果
- ② シラバス
- ③ ガバナンス・コード
- ④ 入学者選抜（令和6年度から）

自己点検・評価の実施方法は、「内部質保証に関する方針」1-(6)及び「自己点検・評価規程」第5条に定めており、大学の質を点検・評価する「全学的自己点検・評価」と教育の質を点検・評価する「学科別自己点検・評価」に区分して、エビデンスに基づき適切な把握と分析を行い、信頼度の高い自己点検・評価を行っている。

「全学的自己点検・評価」の実施に際しては、実施要項を作成し、説明会を開催するなど学内の理解を深める努力を行っている。【資料 6-2-1】

さらに、「内部質保証に関する方針」1-(6)-ウ及び「自己点検・評価規程」第8条に基づき、自己・点検評価の結果について、毎年度、外部評価を実施するものとしている。

このように、自己点検・評価の項目及び実施方法を確立し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施できる仕組みを整備している。

イ 定期的な自己点検・評価の実施

本学の自己点検・評価の周期は、「内部質保証に関する方針」1-(3)及び「自己点検・評価規程」第5条第3項に毎年度実施すると定めており、令和4（2022）年度以降、方針及び規程に則って実施している。

令和5（2023）年度に実施した自己点検・評価の点検項目は、以下のとおりである。

「全学的自己点検・評価」(大学の質を点検・評価)

- ・ 2022 事業計画【資料 6-2-2】
- ・ 2022 認証評価機関（日本高等教育評価機構）が定める基準 1～6【資料 6-2-3】
- ・ 2023 ガバナンス・コードの遵守状況【資料 6-2-4】

「学科別自己点検・評価」(教育の質を点検・評価)

- ・ 2022 学修成果【資料 6-2-5】
- ・ 2023 カリキュラム・マップ【資料 6-2-6】
- ・ 2023 シラバス【資料 6-2-7】
- ・ 2022 各種アンケート【資料 6-2-8】

平成 25（2013）から令和 2（2020）年度までは 5 カ年計画を点検項目としており、5 カ年計画評価委員会が、毎年度、自己点検・評価を行ってきた。5 カ年計画評価委員会は、令和 3（2021）年度に現在の点検・評価委員会へ統合したことで、5 カ年計画だけでなく全学的な自己点検・評価を実施する体制へと変更している。

ウ 自己点検・評価結果の外部評価

「全学的自己点検・評価」については、産業界を含めた 3 名の外部評価委員による外部評価を受けている。外部評価の結果は、ホームページで公開している。【資料 6-2-9】

エ 自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表

「全学的自己点検・評価」の結果は、科長及び部署長へ通知するとともに、「点検・評価委員会規程」第 7 条に基づき、執行部会議、教授会及び理事会へ報告している。【資料 6-2-10～12】

また、ホームページ「内部質保証」でも以下を公開している。【資料 6-2-13】

- ①自己点検・評価報告書
- ②事業報告書
- ③学修成果（IR サイト）
- ④ガバナンス・コード遵守状況
- ⑤外部評価委員による評価結果
- ⑥自己点検・評価結果の課題対応
- ⑦認証評価結果

「学科別自己点検・評価」の結果は、教学マネジメントに関する委員会へ出席している科長又は学科教員を通じて学科に共有している。【資料 6-2-14】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

総合企画部企画課に IR 推進担当を配置している。その内、1 名は専任教員である。IR の機能としては、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の可視化をはじめ、教育改革・改善に資するデータの集計・分析、各種学生アンケートの実施、入試選抜方法の妥当性の検証など、教学 IR を中心としている。また、学長等の求めにより、一部企画戦略に資する

分析等も行っている。【資料 6-2-15】

また、令和 4（2022）年度に IR サイトを開設して学修成果を積極的に学内外へ公開していることは、教学 IR の活用を大きく前進させるものであった。【資料 6-2-16】

IRに必要なデータは、全学の基幹システムである「GAKUEN」に集約しているほか、各部署で保有するデータについても「京都外国語大学 IR 情報の取扱いに係る管理規程」第 7 条により必要に応じて IR に提供しなければならないと定めており、データの収集を円滑に行っている。【資料 6-2-17】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-2-1】全学的自己点検・評価の実施要項（2023）

【資料 6-2-2】事業報告書（2022）（P29-45）

【資料 6-2-3】自己点検評価報告書（2022）

【資料 6-2-4】ガバナンス・コードの遵守状況（2023）

【資料 6-2-5】学修成果点検報告書（2022）

【資料 6-2-6】カリキュラム・マップ（2023）

【資料 6-2-7】シラバス点検結果（2023）

【資料 6-2-8】各種アンケート結果の総括と課題対応リスト（2022）

【資料 6-2-9】外部評価委員委嘱依頼状・承諾書（2024）

【資料 6-2-10】執行部会議記録（2023 年 10 月 4 日開催）（全学的自己点検・評価結果の報告）

【資料 6-2-11】教授会議事録（2023 年 10 月 26 日開催）（全学的自己点検・評価結果の報告）

【資料 6-2-12】令和 5（2023）年度第●回理事会議事録（全学的自己点検・評価結果の報告）

【資料 6-2-13】ホームページ「内部質保証」（PDCA サイクル）

<https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/evaluation.html#pdca>

【資料 6-2-14】教学マネジメントに関する委員会議事録（2023 年 9 月 14 日開催）（学科別自己点検・評価結果の報告）

【資料 6-2-15】IR 活動報告書（2023）

【資料 6-2-16】ホームページ「IR サイト」

<https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/evaluation.html#ir>

【資料 6-2-17】京都外国語大学 IR 情報の取扱いに係る管理規程

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 6（2024）年度から開始する新カリキュラムにおける学修成果を可視化し、ホームページで公開する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 三つのポリシーを起点とした内部質保証と教育改善

本学は、[図表 6-1-1] のとおり、教育の質を向上させるためには教育ビジョンや育成する人材像を具体化したディプロマ・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを実現するために魅力的な教育課程を編成するカリキュラム・ポリシー、そしてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを体現できる学生を確保するアドミッション・ポリシーのいずれもが適切に運用され、達成することが必要であると考え。そのため、本学はこれら三つのポリシーを達成する手段として、規律付けや管理・運営といった大学ガバナンスを構築し、5ヵ年計画を反映した事業計画を中心とする PDCA サイクルを回すことで教育改革・改善に取り組んでいる。

そして、大学の質及び教育の質保証を全学で展開するため、令和 4（2022）年度より「大学全体レベル」「教育課程レベル」「授業科目レベル」において内部質保証を推進する仕組みを構築し、6-2-①で述べたように、毎年度、「全学的自己点検評価」と「学科別自己点検・評価」を行っている。教育の質については、令和 4（2022）年度にアセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果及び本学の教育効果について、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価を行っている。また、毎年度・毎学期に授業アンケートを実施し、その結果を担当教員及び受講生へフィードバックすることで授業の改善に役立てている。特に、一定の基準（授業満足度の指標）を満たしていない授業科目は、学長より当該教員へ直接、授業改善の指示を行っている。さらに、3期連続で一定の基準を満たしていない授業科目は、授業改善計画書を学長へ提出する仕組みとなっている。

これらを踏まえた本学の内部質保証のための PDCA サイクルは、[図表 6-3-1] のとおりである。

[図表 6-3-1] 教育の質を重視した内部質保証の仕組み（PDAC サイクル）

	Plan	Do	Check	Action
大学全体レベル	執行部会議		点検・評価委員会	
	大学の使命・目的一三つのポリシー 内部質保証に関する方針 教学マネジメントの基本方針 5ヵ年計画を反映した事業計画 (学園100年プラン基本構想) (中期財務計画) (マスタープラン)	実施	全学的自己点検評価 ・事業計画 (5ヵ年計画含む) ・認証評価基準 ・ガバナンス・コード	課題対応リスト ・通常業務で改善 ・事業計画へ反映して改善
教育課程レベル	教学マネジメントに関する委員会			
	学部学科の使命・目的一三つのポリシー アセスメント・ポリシー 学科の事業計画	実施	学科別自己点検評価 ・学修成果 ・カリキュラム・マップ ・シラバス ・各種アンケート結果	課題対応リスト ・通常業務で改善 ・事業計画へ反映して改善
授業科目レベル	授業担当教員			
	シラバス	授業	授業アンケート	シラバス改善 授業改善 (授業満足度評価3.0未満は学長より改善指導)

なお、最終的には学生の学びの内容と水準が一定以上に保たれていることを社会へ公表することが本学の質を保證する最も重要なことであるため、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果をホームページ「内部質保証」で公開している。

本学ではこのように三つのポリシーを起点とした内部質保証を推進しており、「学科別自己点検評価」と「全学的自己点検評価」の点検・評価結果を踏まえ、教学マネジメントに関する委員会及び点検・評価委員会で課題対応方法を策定したうえで、執行部会議で審議している。なお、本学では点検・評価結果の課題は、「通常業務において対応」もしくは「事業計画に反映」の2種類に分けて改善に取り組んでいる。「事業計画に反映」の課題は、次年度の事業計画を立案する際、活用している。【資料 6-3-1】

イ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づく内部質保証の仕組みとその機能

自己点検・評価結果を踏まえた第3期5ヵ年計画

令和4（2022）年度の全学的自己点検・評価（事業計画）の結果を踏まえて、募集力の強化が喫緊の重要課題であることは明白であった。そこで、抜本的に改革するため、大学のブランディング戦略に基づいた募集広報活動を行えるよう第3期5ヵ年計画(2024-2028)の4つの活動指針の一つに「ブランドビジョンの浸透と活動」を掲げた。【資料 6-3-2】

認証評価結果の課題改善

本学は、平成22（2010）年度、平成29（2017）年度に（財）短期大学基準協会による認証評価を受審し、いずれも評価基準を満たしていると認定された。直近の平成29（2017）年度の認証評価では、「特に優れた試みと評価できる事項」が3つ、「向上・充実のための課題」は2つ、「早急に改善を要すると判断される事項」は無かった。

「向上・充実のための課題」については、以下のように対応し、改善している。

	課題内容	対応・改善
①	シラバスについて、評価基準に「出席 (attendance)」等の表記を含む科目の改善や、学生に分かりやすい表記に統一するなどの改善が望まれる。	シラバス作成要領の評価基準の記入方法について、以下の事項を明記するよう改善した。【資料 6-3-3】 <ul style="list-style-type: none"> ・出席点を加点することは望ましくないことを明記。 ・テーマや課題に対する興味や関心、積極的な授業への参加度に関する項目が到達目標に設定されている場合は、それを評価するための具体的な方法を提示することを明記。 なお、シラバス点検時には「成績評価基準・方法は到達目標に対応し、明確で適切なものであるか」を点検項目として設定しており、全シラバスを点検し、不備がないことを毎年度、確認

②	<p>学校法人全体では、防火、防災訓練は実施されているが、夜間に開校している短期大学の学生の参加が望まれる。</p>	<p>している。</p> <p>本学には防火・防災管理組織と自衛消防組織が編成されているが、教職員（大学・短期大学兼務）がその役割を担っており、組織は大学・短期大学の区別なく役割は果たされていると考える。短期大学生の参加について、令和5（2023）年度は下記のとおり防火・防災訓練（講義）を開催し、学生団体に所属する学生が代表として参加した。</p> <p>[防火・防災訓練（講義）] 日 時：2023年12月19日（火） ①14：00～15：00 ②15：15～16：15 場 所：11号館2階 会議室 対象者：教職員（管理職者）、教職員（管理職者以外）、学生 内 容：京都市消防局右京消防署消防課による講義</p>
---	------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

設置計画履行状況等調査結果の課題改善

該当する調査結果なし。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-2-1】 自己点検評価結果を踏まえた課題対応について

【資料 6-2-2】 第3期5ヵ年計画（2024-2028）

【資料 6-2-3】 シラバス作成要領（2024）

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

・学修成果についての点検・評価及び活用を充実させるため、令和6（2024）年度より「学科別自己点検・評価」に対して新たに外部評価委員による外部評価を実施する予定である。

【基準6の自己評価】

本学は、内部質保証に関する全学的な方針として、「京都外国語短期大学内部質保証に関する方針」、「京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針」、「京都外国語短期大学アセスメント・ポリシー」を定めている。これらの方針に則り、内部質保証の最終責任者である学長の指示・命令の下、大学全体レベルでは副学長を中心とした点検・評価委員会、教育課程レベルでは教学マネジメントに関する委員会が内部質保証を推進しており、責任体制を明らかにした恒常的な体制を整備している。

自己点検・評価は、「全学的自己点検・評価」と「学科別自己点検・評価」に区分し、エビデンスに基づく適切な実態把握と分析を行い、信頼度の高い点検・評価を実施要領に基づき、毎年度実施している。点検・評価結果は教授会等で報告し、学内での共有はもちろんのこと、ホームページで広く社会に公表している。エビデンスに基づく点検・評価を行うには IR データの活用が不可欠であるため、専任教員 1 人を含む IR 推進担当を総合企画部企画課に配置している。また、学内専用の IR サイトを設置して学修成果等のデータを全専任教職員が共有できるようにしている。

本学では、自己点検・評価結果を踏まえた第 3 期 5 ヶ年計画を策定し、認証評価（日本高等教育評価機構）及び設置計画履行状況等調査等の結果にも着実に対応している。また、5 ヶ年計画は、単年度の事業計画へ反映させて内部質保証の PDCA サイクルを機能させる仕組みとなっている。

上記の理由により、本学は基準 6 「内部質保証」を満たしていると自己評価する。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 正課外学習支援活動

A-1. 学習支援サービス

A-1-① 理念と運営体制の整備

A-1-② 語学を中心とした正課外学習支援の充実

A-1-③ 学生の主体的な活動支援

A-1-④ 語学を中心とした地域連携・社会貢献

(1) A-1 の自己判定

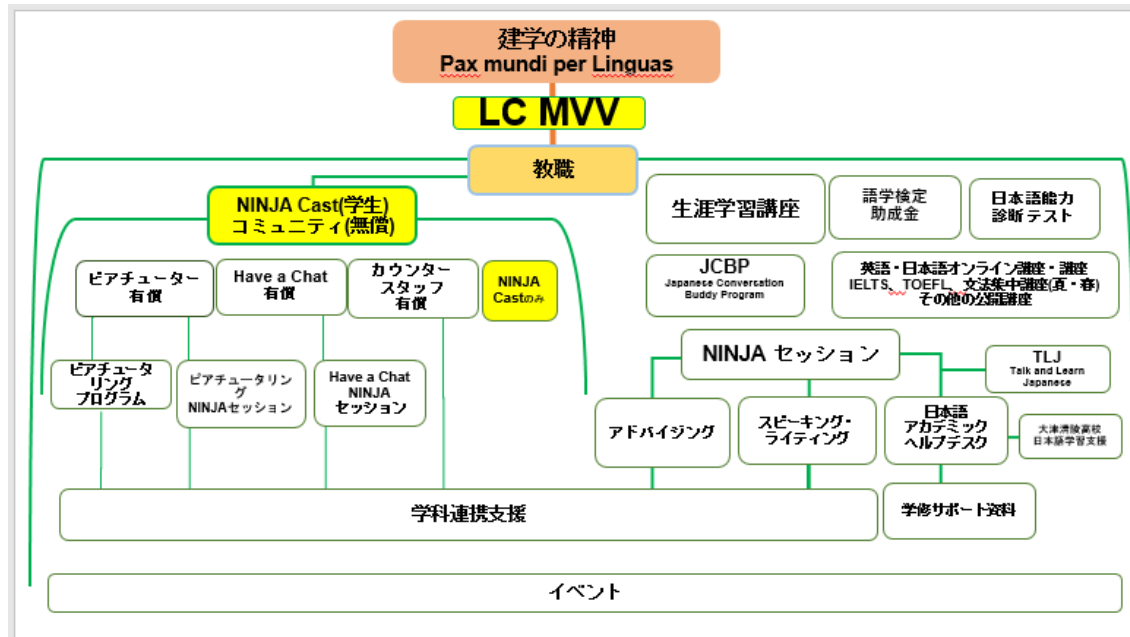
「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

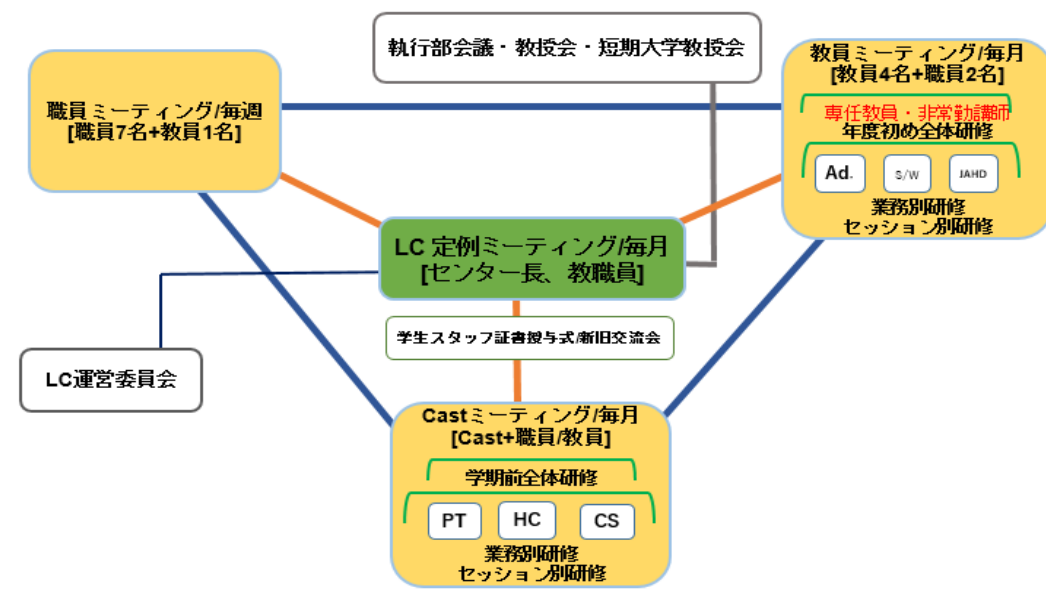
A-1-① 理念と運営体制の整備

教職学協働の学修支援サービスを行うにあたり、ランゲージセンター（以下、「LC」という。）教職員全員（専任教員 4 人、専任職員 7 人）で、教職学を繋ぐ理念として MVV（Mission, Vision, Value）を作成した（2022 年 3 月）。【資料 A-1-1】

LC 学生スタッフ（55 人）には全体研修（年 2 回）の他、各担当スタッフ月毎ミーティング（以下「mtg.」という。）で MVV の共有浸透を図っている。立場もアプローチも違う教職学を繋ぐ指標となる MVV が浸透することでエンゲージメントを高め、あるべき姿を常に確認することができている。



教職学協働部署である LC は、毎週 1 回の職員 mtg. に教員 1 人が、毎月 1 回の教員 mtg. には職員 2 人が参加し mtg. を実施している。さらに、毎月 1 回、センター長初め教職員全員参加の定例 mtg. を持ち、現場の問題から将来の課題まで必要に応じて情報収集、共有、議論をできる場を設けている。また、各種活動においては LC 運営委員会委員と連携し、大学全体で審議・報告すべきことは、執行部会議又は教授会で LC センター長から行っている。【資料 A-1-2】



LC が運営する外国語自律学習支援室 NINJA (Navigating an Independent Non-stop Journey to Autonomy、以下「NINJA」という。)は、次のような体制を取ることで、運営に加わる教職学それぞれが力を発揮し協働できていると評価する。【資料 A-1-3】

まず上記専任教員 4 人と非常勤講師 10 人が 3 種類の予約制セッション【「アドバイジングセッション(40 分)」(以下、「Ad.セッション」という。)、
「スピーキング/ライティングセッション(40 分)」(以下、「S/W セッション」)、
「日本語アカデミックヘルプデスク(40 分)」(以下、「JAHD)】を担当しており、年度初めの全体研修・専任教職員による非常勤講師に対する業務別研修、適宜行われる各セッション研修により、MVV の浸透と情報の共有を図っている。

次に LC 学生スタッフは、全員が NINJA Cast (以下、「Cast」という。)になり NINJA の魅力を広める活動を行う使命を担うコミュニティの一員であると位置づけられている。各学期前には教職員から全体研修が行われ、毎月 1 回 Cast mtg.が Cast 自身により運営・実施されている。(教職員はオブザーバー参加)

年度終了時には「学生スタッフ証書授与式・新旧交流会」を実施し、経験の共有と MVV 理解の承継を図っている。

LC 学生スタッフは 3 種類の業務【「Have a Chat(30 分)」(以下、「HC」という。)、
「ピアチュータリングセッション(30 分)」(以下、「PTセッション」という。)、
「カウンタースタッフ」(以下、「CS」という。)]別に必要な技能の習得のために、教職員による各学期開始前の研修と、毎月 1 回の mtg./研修を実施している。なお、ピアチューター(以下「PT」という。)に関しては国際的なチューター認証資格である ITTPC (International Tutor Training Program Certification) に準じた研修を学期中毎週実施している。【資料 A-1-4】

NINJA のカウンター業務は学生 CS が行うため、NINJA の運営についての深い理解と経験が必要である。そのため、CS は Cast を一学期間経験した学生だけが担当することができる。

セッション等では、一般学生の個人情報に触れる機会もあるため、支援を担当する教員・学生には NINJA プライバシーポリシーを定め、誓約書への押印を求めている。【資料 A-

1-5]

A-1-② 語学を中心とした正課外学習支援の充実

LCの学習支援体制は大きく「教員による支援」と「学生による支援(学び合い)」で成り立っている。「教員による支援」については、LC専任教員4人とLC非常勤教員10人が担当する予約制の「アドバイジングセッション(40分)」(以下、「Ad.セッション」という。)、
「スピーキング/ライティングセッション(40分)」(以下、「S/Wセッション」という。)、
「日本語アカデミックヘルプデスク(40分)」(以下、「JAHD」という。)がある。その他に、学期内に実施する複数の英語・日本語オンラインセミナー(23年度実績28回)や夏・春の長期休暇中に実施する複数の集中講座(IELTS、TOEFL、英語基礎文法)もある。セッションやセミナー、集中講座は、中学の英語文法に躓いている学生から、留学などの明確な目的を有する学生まで、留学生の日本語学習から高度な日本語のライティングスキルまで幅広い層に対応している。

「学生による支援(学び合い)」については、予約制の「Have a Chat(30分)」と「ピアチュータリングセッション(30分)」(以下、「PTセッション」という。)があり、前者は主に留学生と世界のさまざまな言語でおしゃべりができるセッションで、後者はピアチューター(以下、「PT」という。)に英語の勉強方法や語学検定試験対策のコツなどを相談できるセッションである。

教員のセッション、学生のセッションともに対面・オンラインを選択でき、NINJAを利用していることを知られるのが恥ずかしい、自分の英語を誰かに聞かれたくない、というような学生や昼間に仕事を持つ短期大学生も昼食時や夕刻に利用できる。

PTはセッションの他、各学期1回、申込制の小グループ学習支援プログラム「コツはまかせろ先輩に!」を自ら企画・実施している。さらに、セッション以外に日本語を学習中の留学生と、国際交流を希望する学生がバディを組み、学期中毎週1回日本語で話すプログラム(Japanese Conversation Buddy Program : 登録、マッチング制)もある。学生による支援(学び合い)も、おしゃべりからTOEICの勉強まで、利用する学生のニーズに応じている。

以上のLCが実施する全ての学習支援は、事後アンケートで意見をくみ上げ、教職学それぞれのmtg.で協議し、改善、支援に繋げている。

全セッション共通して、アドバイザーや学生スタッフはシステム(UNIPA)上の利用学生のページに支援指導内容・アドバイスを記入し、利用学生と大学教員に共有することで、ポートフォリオのような役割も果たしている。また、利用学生について支援側だけが共有すべき情報は利用学生には非公開としている。

各学習支援の利用に学生を導くために、初年次生への必修科目「基礎ゼミ」の授業での広報(各学習支援の紹介動画、教科書に紹介ページ)、学科正課との連携などを行っている。

短期大学キャリア英語科との連携は、正課内で学ぶTOEICの課題をセッションでPTと解くもので、PTセッションの利用を促すとともに、頼れる学部の先輩学生の存在に気付く機会ともなっている。

短期大学生の大学への編入に際しては、学習面・心理面の双方から支援している。

短期大学生に対して学習面では、Ad.セッション、S/Wセッション、Have a Chat、PT

セッションが英語学習を支援しており、JAHD が志望理由書・小論文の書き方を指導しており、いずれも短期大学生のヘビーユーザーも存在する。

これらの支援は、編入対策であると同時に入学前学習支援ともなっている。心理面の支援として、LC イベント等は、学部生、短期大学生ともに参加可能であるため、編入後の学生生活をイメージしやすく、不安を軽減することにも繋がっている。また、短期大学から英米語学科に編入した先輩学生が LC 学生スタッフとして活躍しており、ロールモデルが学習意欲の向上につながっている。実際に令和 5（2023）年度も短大から編入した PT が英語力の目覚ましい向上を見せている。また、令和 6（2024）年度の新 PT としてキャリア英語学科の学生が推薦され、活躍が期待されている。

学習サポート資料（「メールの書き方」等 25 種類）は学内（NINJA、図書館、MAICO）で配架し年間 2,265 部を学生が持ち帰っているが、この資料は HP でも公開している。

後援会（学生の保証人団体）の財政的協力を得て、語学検定試験受験料を年間 2 回まで助成している。

さらに、多様な学生への支援として、非日本語母語話者に対する日本語支援も行っている。短期大学キャリア英語学科入試に留学生枠はないが、制度上非日本語母語話者が入学しやすい。そのため、彼らが入学後、日本語授業を履修できるよう諸手続きを案内している。

A-1-③ 学生の主体的な活動支援

自律学習支援室 NINJA が開室した平成 28（2016）年度から、カウンター業務等に従事する学生スタッフ（有償）を雇用してきたが、令和元（2019）年度から学生実践コミュニティとしての学生スタッフ（無償）の募集を始めた。学生実践コミュニティである NINJA Cast（以下、「Cast」という。）は NINJA の季節イベント・装飾や学習環境活性化プロジェクトの企画実施など、語学や文化を通じてより魅力的な NINJA を作ることを目的としている。

この目的に合う活動が可能になるよう、ハード面の環境として、NINJA カウンターの奥に Co-Working Space を用意し、Cast が自分たちで管理し自由に利用できる空間を設けている。また、新年度に向けての学生スタッフリクルートの面接時には、教職員だけでなく学生スタッフも入る体制を整え、各人が Cast に求められることを再度意識化できるようにしている。

令和 5（2023）年度に Cast が企画運営したイベントとしては、季節の国際イベント・装飾の他、不要書籍の交換を行う「Take one Give one」やオープンスペースで学生に飲み物等を提供し一緒に会話を楽しむことで NINJA 利用に繋げる「NINJA Café」（計 12 回）がある。教職員は企画の段階から適宜修正点を示唆し伴走している。

Cast の日常的な業務でも活動報告を課すことで、振り返りと相互刺激による気づきの機会を設けている。CS には勤務初日の OJT の後は、業務マニュアルをベースに自身で、NINJA がより良い学びの場になるよう工夫することを求めている。業務後には Slack に報告、改善への提言、相談事などを記入している。教職員は内容に応じて mtg. の議題としての採用や個別相談などで対応している。PT はセッション後に教員や PT 全員と共有のリフレクションシートに内容と振り返りを記入することになっている。HC スタッフも同

様にセッション実施後に Slack にリフレクションを記入している。各リフレクションには教職学がフィードバックを行っている。

なお、業務中に処理に悩む案件が生じた時は、即時に LC 教職員に電話等で相談できる体制を取っている。

さらに、定期的な学びの促進として、Cast 及び各業務に従事する学生スタッフにはそれぞれ毎月（PT は毎週）の研修/mtg.、学期開始前研修を用意している。また、より広い視野での振り返りの機会として年度終了時の学生スタッフ証書授与式・新旧交流会などで、各業務について発表し、教職員からのコメントを受け相互に振り返る機会を設けている。

例年の実施には至っていないが次のような学びの機会も用意している。まず、客観的な視点を強化する機会として、令和 5（2023）年度は JASAL（日本自律学習学会）Student Conference で NINJA での自分たちの取り組みを発表し（オンライン）、参加大学（九州大学、立命館大学、神田外語大学など 8 校）学生と交流した。発表は教職員が見守り、リフレクションも行った。令和 4（2022）年度は立命館大学の NINJA と同様の施設 BBP と NINJA の学生スタッフが相互施設を訪問し（教職同行）、情報交換を図った。令和 6（2024）年度は橘大学（教職員と学生スタッフ）と交流の予定である。

また、多様な背景を持つ学生とのよりよいコミュニケーションのために自発的に考え行動できるよう、本学学生相談室と連携し、相談室担当者の研修を夏期休暇期間に実施し、ロールプレイ等を行った。（2021 年、22 年）

A-1-④ 語学を中心とした地域連携・社会貢献

地域連携、社会貢献の一環として、本学に蓄積された教育資源を活用することで地域社会の教養・文化の高揚に寄与し、広く地域に開かれた学園であるべく本学キャンパス、京都外国語専門学校（左京区岡崎）でコミュニケーションや異文化理解を目指す社会人、本学教職員・学生等を対象とした生涯学習講座を開設している。【資料 A-1-22】

本講座は、京都府・京都市の後援、および「ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業補助金」の交付を受けて開講している。【資料 A-1-23】

広報は広く一般市民に向けており、本学 HP、地域の新聞「リビング京都」への広告掲載、京都市生涯学習情報検索システム「京まなびネット」への登録、市内の公共図書館及び地域の自治会や本学の教職員、学生、後援会（学生の保証人による団体）にも案内している。講座は外国語を中心に各国文化、英語で学ぶシェイクスピア、手話など春講座・秋講座ともに全 28 講座を実施し令和 5（2023）年度実績として計 440 人が受講した【資料 A-1-24】。

各クラスでは学習を続けるコミュニティが形成され、80 代、90 代の受講生、車いすで参加を続ける受講生も「生涯学び続けたい」とこの講座を楽しみに過ごしている他、現役時代海外赴任していた受講生が改めてその地域のことを学び直す、学んだ知識を地域ボランティア活動に活用しうるなど、地域社会に貢献している。さらに、本学の教室で教職員、学生の保証人、市民がともに学ぶことで地域の一員としての相互意識も芽生え、講座担当講師や担当職員にとっては、対大学生とは異なる相手から新たな気づきと学びを得る機会ともなっている。【A-1-25】

さらに、生涯学習講座受講生は本学付属図書館の「京外大図書館市民利用制度」（地域貢献の一環としての制度で、市民の利用登録料は年間 3,000 円）を無料で利用でき、令和

5 (2023) 年度は 38 人がこのカードの利用登録申請を行い、延べ 581 人が図書館を利用し、貸し出し冊数は 138 冊となっている。また、シェイクスピア講座の一環として、受講者には図書館所蔵の稀覯書である世界でも稀なシェイクスピアコレクションを講座内で閲覧する機会を設けている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

PTセッションの稼働率が思わしくないことを改善していきたい(春 48%、秋 22%)。他セッションと比較して稼働率が低いことを十分理解している PT 自身の企画としては、a. 新入生オリエンテーション(外国語学部全学科)に PT が参加してプレゼンを行う、b. 履修登録期間に新入生と交流できる PT Cafe を実施する、c. モニター等に流す PT 宣伝用動画を作成する等を考えている。a. 24 年度新入生オリエンテーションでの広報については学科と連携して準備を進めている。教職員としては、a. b. c. の支援の他、d. これまで以上に正課との連携を深め、まずは授業の一環として PT セッションを利用し、自分の学習のためになるシステムが既にあることに気づいてもらい引き続き PT セッションを継続的に利用することを促す。e. また、セッションとは別に「基礎文法」等を集中的に学ぶ(前 4 回など)プログラムを用意して、躓いている学生を引き込む方策も試みたいと考えている。